

吹田市業務継続計画

令和7年3月

吹 田 市

目次

第1章 基本的な考え方	1
第1節 背景と目的	1
第2節 業務継続計画の概要	1
第3節 基本方針	4
第2章 計画の前提となる被害想定	6
第1節 想定する災害.....	6
第2節 被災シナリオ.....	7
第3章 非常時優先業務	14
第1節 非常時優先業務の考え方.....	14
第2節 非常時優先業務等の選定.....	15
第3節 各部の非常時優先業務	18
第4章 業務継続体制及び資源の確保	19
第1節 職員・体制	19
第2節 指揮命令系統.....	22
第3節 庁舎・執務室.....	25
第4節 電力.....	27
第5節 通信機器	29
第6節 情報システム.....	31
第7節 トイレ.....	32
第8節 食料・飲料水等.....	34
第9節 燃料・消耗品.....	36
第5章 業務継続体制の向上	38
第1節 業務継続体制向上の考え方	38
第2節 計画実施・改定の進め方.....	39

資料編

1. 災害対応業務進捗確認表
2. 非常時優先業務一覧【大規模災害時】
3. 非常時優先業務一覧【中規模災害時】
4. 職員参集予測方法
5. その他参考資料

更新履歴

No	年 月	更新概要
—	平成 30 年 3 月	新規策定
1	平成 30 年 12 月	<ul style="list-style-type: none">・受援計画の策定に伴う更新・大阪府北部地震の教訓を踏まえた更新
2	令和 3 年 12 月	<ul style="list-style-type: none">・地域防災計画改訂に伴う更新・非常時優先業務一覧を休止業務により生み出される人員の見える化への人員派遣を前提とした業務継続体制の構築による更新
3	令和 5 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・地域防災計画修正に伴う更新
4	令和 7 年 3 月	<ul style="list-style-type: none">・地震被害想定の見直し及び中規模地震の場合も想定した内容への更新
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第1章 基本的な考え方

第1節 背景と目的

1. 背景

大規模な災害が発生した場合、市は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかしながら、東日本大震災をはじめとする過去の災害では、特に、庁舎・職員が被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めるものとなった。

このため、内閣府は、各地方公共団体に対して、大規模な災害時にあっても業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくことの重要性を指摘し、平成28年2月には「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を公表し、各地方公共団体の業務継続計画の策定及び実効性の確保が一層促進されることを求めている。

これを受け本市では、最も大きな被害が想定される上町断層帯地震を前提とした吹田市業務継続計画を平成29～30年度にかけて策定した。しかし、平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、本市での観測史上最大である震度5強の揺れを観測したが、中規模な災害であったことから計画は十分に機能しなかった。

そのため、大規模のみならず中規模の災害においても必要な業務を適切に継続し、柔軟な対応ができるよう計画の見直しを行う。

2. 目的

本計画は、大規模・中規模災害（以下「大規模災害等」という。）の発生により市役所機能が低下する中であっても、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、可能なかぎり早期に通常業務を復旧させることを目的として、策定する。

第2節 業務継続計画の概要

1. 業務継続計画とは

業務継続計画とは、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に実施すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害等の状況下にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2. 地域防災計画との関係

『地域防災計画』は、災害対策基本法第42条に基づき、吹田市防災会議が作成する法定計画である。また、想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復興対策に関し、実施すべき業務について定めたものである。

『業務継続計画』は、被災による行政機能の低下や、少ない参集職員、資源を前提として、市役所の運営に関し、非常時等優先業務を定めた計画である。

地域防災計画と業務継続計画との相違点は、次のとおりである。

表 1-1 地域防災計画と業務継続計画の比較

		地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨		市域における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
法的根拠		災害対策基本法 42 条	なし
上位計画		・防災基本計画 ・大阪府地域防災計画	なし (関連計画：地域防災計画)
実施主体		(1) 吹田市 (2) 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関等） (3) 自主防災組織、自治会等 (4) 市民 (5) 事業者	吹田市
前提	リスク	市全域への影響を想定（市役所の被害は想定せず）	市役所の被害を想定（行政機能への影響を想定）
	市役所機能低下 職員の不足	行政の被災を特に想定している実例は少ない	庁舎、職員、電力、通信、システム等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
内容	期間	予防～応急～復旧・復興	災害発生からおおむね 1 か月
	対象業務	災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を対象	非常時優先業務を対象
	視点	被災した市民や事業者を支援するための対策を定めている	災害対応を円滑に行うための市役所内部の対策を定めている

3. 計画策定の効果

大規模災害等が発生すると、市の業務量は急激に増加し、極めて膨大なものとなる。

特に、発災直後から、被害状況の確認など非常に短い期間に膨大な応急業務が発生し、行政機関として機能不全になるおそれがあり、様々な場面で混乱が生じる中で、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない（図1-2参照）。

このような場合に備え、業務継続計画をあらかじめ策定し、必要な措置を講じることにより、以下（図1-3）に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果が期待できる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、必要な資源の確保を図ることで、業務の適切かつ迅速な実施が可能となる。

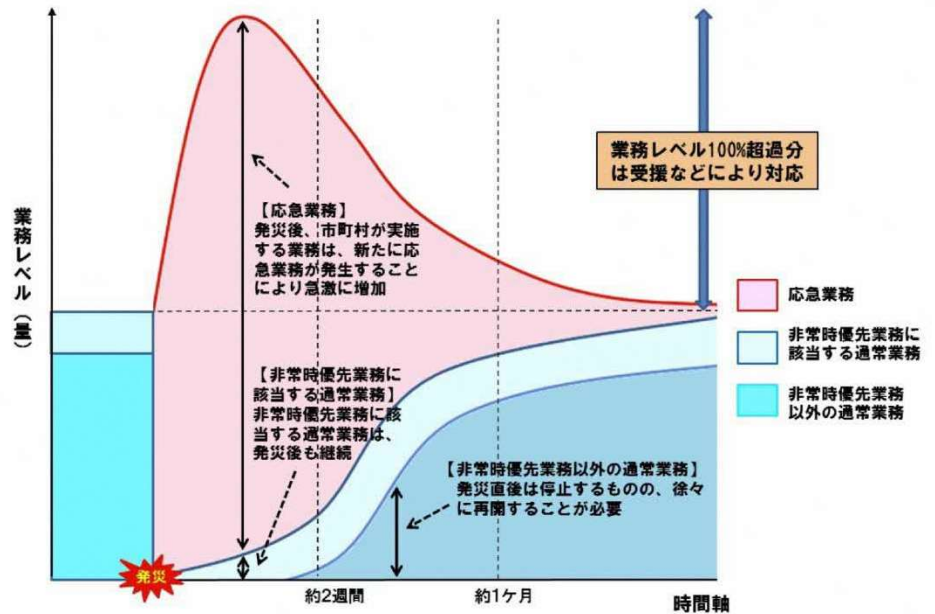
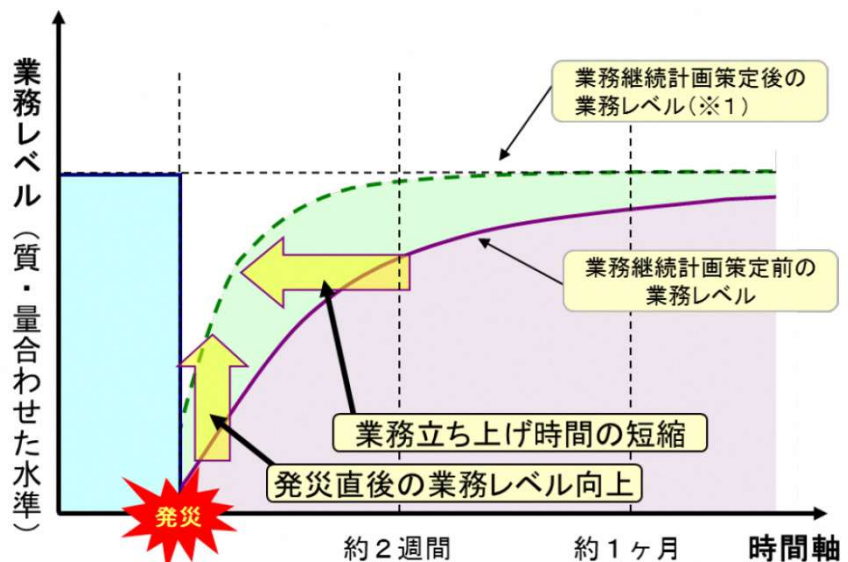


図 1-2 発災後に市が実施する業務の推移

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月 内閣府）



※1：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

図 1-3 業務継続計画の実践による効果

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月 内閣府）

第3節 基本方針

1. 計画策定の基本方針

業務継続計画は、「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月内閣府）」等に基づき策定し、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定める。

基本方針 1	市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守るための業務を最優先
--------	--------------------------------

大規模災害等が発生した場合は、通常の業務を一時的に中断し、情報収集、救助、医療救護、避難者の保護など、人命に関わる災害応急対策業務を最優先に行う。

また、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止する。

基本方針 2	業務継続に必要な資源を確保及び職員の災害対応能力を向上
--------	-----------------------------

非常時優先業務の継続を図るため、職員や庁舎・電力・情報通信設備等の業務資源の現状把握や対策目標設定を行い、全庁横断的に資源確保に努め、職員が被災後も業務に従事できるための体制を整える。

また、各職員においては、たとえ通信手段が途絶し、具体的な指示・命令を受けられない状況となっても、各自「今、自分は何をすべきか」を考え、適時・的確に市の職員として求められる行動をとることができるようにする。

基本方針 3	計画の点検・見直しの継続
--------	--------------

業務継続計画の実効力を高めるため、災害対応訓練等による課題の抽出や、防災対策の進捗状況等を随時検証し、不断の見直しを行う。

なお、計画見直し作業は、職員の防災意識の高揚を図るため、全庁横断的な取組体制を構築し、継続的に行う。

2. 計画の対象組織

本計画は、市の全庁（市長事務部局及びその他の執行機関の補助機関、議会事務局、水道部）を対象組織とする。

3. 計画の発動基準

本計画は、以下の基準をもって発動、解除を行う。

<発動基準>

- 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、自動的に発動
- 市内の被害規模や対応状況から、災害対策本部長が必要と認めたとき

※計画の発動（一部業務の縮小・停止等）は市民・事業者等へも幅広く周知する

<解除基準>

災害対策本部長が本計画の発動が必要なくなったと判断したとき

第2章 計画の前提となる被害想定

第1節 想定する災害

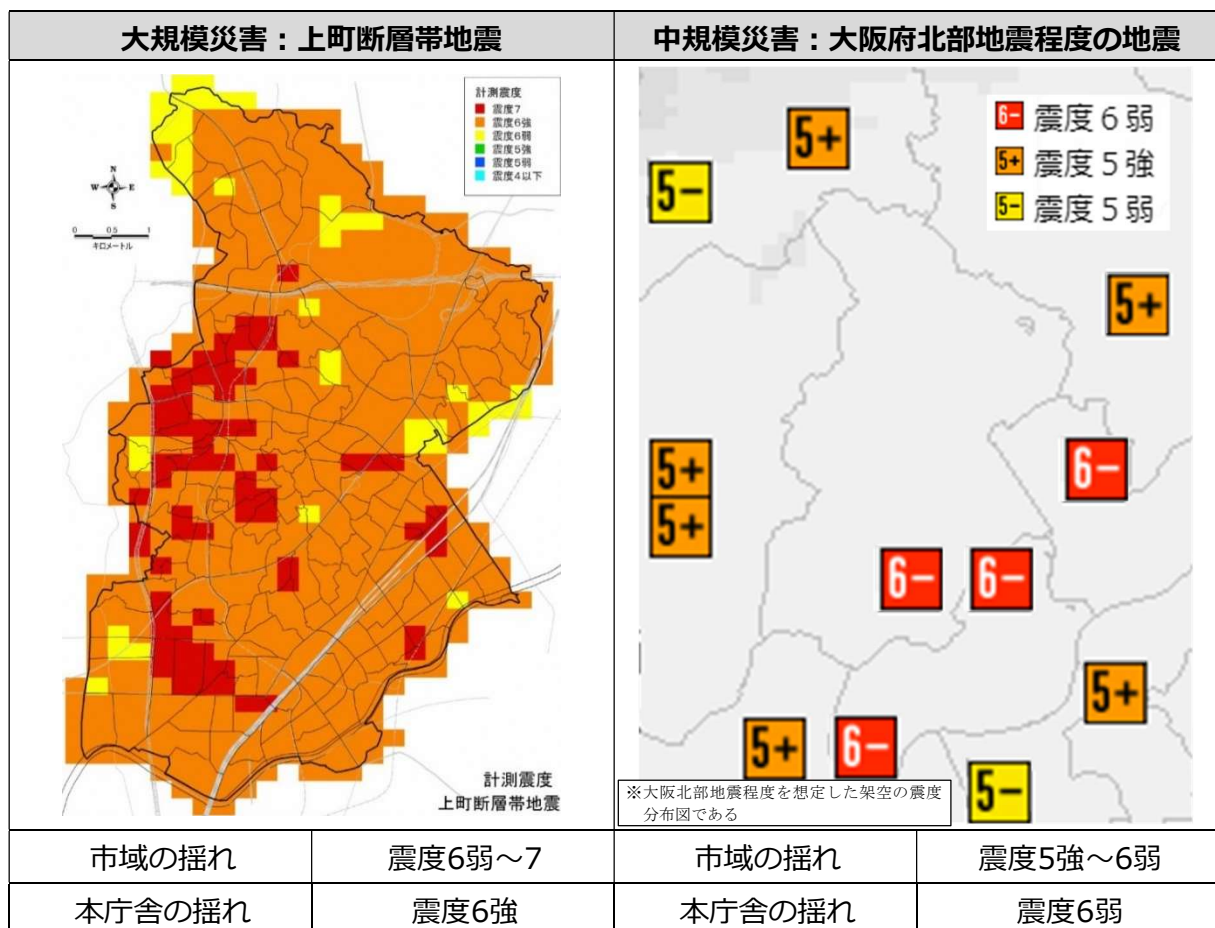
市域の災害リスクは、地域防災計画で想定されている地震災害、風水害、事故等災害があるが、本計画では市域全体に被害が想定される地震災害を対象とし、様々な規模の災害に対応できるよう以下の2種類の地震を想定する。。

① **大規模災害：上町断層帯地震**

本市において、最も大きな被害を及ぼすことが想定される地震とする。

② **中規模災害：大阪府北部地震程度の地震**

平成30年大阪府北部地震で特に被害が大きかった高槻市等と同程度の揺れと被害が発生した場合を想定する。（大阪府北部地震時の本市の揺れと被害よりも大きな状況を想定）



なお、この想定は計画を策定するうえでの検討の目安であり、実際の災害では想定に縛られ過ぎることなく、その時の状況に合わせ柔軟に対応することを念頭に置き行動する。そのため、風水害等の災害においても本計画を応用して柔軟に対応するものとする。

第2節 被災シナリオ

市の地震被害想定調査結果や大阪府北部地震時の被害を参考に、被害状況の想定及び、想定される時系列の災害シナリオを次頁に整理する。

1. 大規模災害シナリオ（上町断層帯地震）

上町断層帯地震被害想定		参考情報
地震概要	被害想定	震度と揺れの状況（気象庁）
<p>■概要■</p> <p>吹田市にとって、最も大きな被害を及ぼすことが想定されている地震。 主に、大阪府の北中部を中心に大きな被害を及ぼし、吹田市のみならず府庁のある大阪市内も大きな被害が想定される。</p> <p>■市内の震度■</p> <p>6弱～7（大部分が6強）／市庁舎：震度6強</p>	<p>吹田市防災アセスメント調査（R6.3）の結果</p> <p>■建物被害</p> <p>全壊棟数：約 7.3 千棟 半壊棟数：約 1.2 万棟 焼失棟数：約 6.6 千棟 [夕方・強風の場合]</p> <p>■人的被害</p> <p>死者：約 500 人 [早朝の場合] 負傷者：約 6.0 千人 [早朝の場合] 罹災者：約 10.6 万人 ⇒自宅が全壊・半壊・焼失した者 避難所避難者：約 3.2 万人 [直後] 約 4.8 万人 [1週間後] 帰宅困難者：約 3～3.7 万人</p> <p>■ライフライン被害</p> <p>停電：約 8.2 万戸、復旧：約 1 週間 断水：約 90%以上、復旧：約 1 か月程度 下水道：約 8.5% 都市ガス：約 18 万戸、復旧：約 1～2 か月 通信：不通率約 10%</p> <p>■生活再建対応</p> <p>応急危険度判定量：約 2.3 万棟 被災家屋調査量：約 2.4 万棟 罹災証明発行量：約 5.1 万件（一部損壊除く） 廃棄物量：約 250 万 t 災害義援金・見舞金等対応件数：約 5.2 万件 災害弔慰金対応件数：約 2.7 千件 災害援護貸付等対応件数：約 550 件 住宅の応急修理対応件数：約 8.0 千件 住宅再建関連支援対応件数：約 1.7 万件 労働・経営・法律相談件数：約 950 件</p>	<p>震度と揺れの状況（気象庁）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>7</p> <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p> <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6強</p> <p>耐震性が高い 耐震性が低い</p> <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●はわないと動くことができない、飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 </div> </div> <p>(参考) その他の地震</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■有馬高槻断層帯地震（5強～7）</p> <p>計測震度 有馬高槻断層帯地震</p> <p>全壊：約 2.4 千棟 半壊：約 8.5 千棟 焼失：約 1.9 千棟 死者：約 130 人 避難所避難者：約 2.0 万人 [最大]</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■生駒断層帯地震（5強～6強）</p> <p>計測震度 生駒断層帯地震</p> <p>全壊：約 600 棟 半壊：約 5.2 千棟 焼失：約 10 棟 死者：約 30 人 避難所避難者：約 1.4 万人 [最大]</p> </div> </div>
<p>震度分布</p> <p>計測震度 上町断層帯地震</p>		

		発生直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
自然現象等		<ul style="list-style-type: none"> ●市域で震度 6 強～7 の揺れ観測 ●大阪府北中部を中心に大きな揺れ ●市内の各所で液状化、崖崩れが発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●震度 3～4 の余震が頻発 	<ul style="list-style-type: none"> ●断続的に余震が発生 (余震や降雨による崖崩れの危険) 	(左記継続)	<ul style="list-style-type: none"> ●徐々に余震が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ●更に余震が減少
市内の状況	建物	<ul style="list-style-type: none"> ●強い揺れや液状化、崖崩れなどにより多数の建物被害が発生 ●火災が多数発生、住民等による初期消火の実施 ●建物被害の全容は不明 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震により、建物被害が広がる ●初期消火できなかった火災が延焼火災へ発展 ●断片的に被害状況が判明 	<ul style="list-style-type: none"> ●延焼した火災が徐々に鎮圧 ●余震や降雨による二次災害、通電火災等で、建物被害が拡大の恐れ ●応急危険度判定が開始される ●徐々に被害の全体像が判明 (全壊 7.3 千棟、半壊 1.2 万棟、焼失 6.6 千棟) 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震や降雨による二次災害で建物被害拡大の恐れ ●被災建物の解体や修理等が始まるが、業者が不足 ●被害認定調査が開始される 	(左記継続)	<ul style="list-style-type: none"> ●被災建物の解体や修理が本格化
	道路・公共交通等	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害により多数の通行不能箇所が発生 ●鉄道は全面的に運行停止 ●道路・橋梁、公共建築物、河川、水路、ため池等において施設の損傷が多数発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急車両の通行確保等のため、高速道路・主要一般道での交通規制 ●各所で大規模な交通渋滞発生 ●主要道路を中心に道路啓開・応急復旧作業が開始するが、実働部隊が不足 ●鉄道の運行停止継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路啓開が段階的に進行 ●緊急交通路の啓開は概ね完了 ●細街路は障害物等の撤去が進まず引き続き通行不能 ●全体的に慢性的な渋滞が続く ●鉄道の運行停止継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要道路の啓開・応急工事が進行し、各種の復旧・支援活動が本格化 ●高速道路等の主要路線の一部で交通規制が解除 ●市道等の生活道路も徐々に啓開が進む ●バスによる鉄道の代替輸送が開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な被害がなかった鉄道路線の運行一部再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●細街路を含め一定の通行確保、大規模被害箇所は通行止め・片側交互通行継続 ●生活・復興物資の輸送円滑化等のため、一部区間で交通規制が継続 ●鉄道は一部停止が続くが、概ね通常運行再開
住民の状況	救助・救急・捜索等 (人的被害)	<ul style="list-style-type: none"> ●全壊家屋の下敷き等による要救助者が多数発生 ●路上に負傷者があふれる (死者約 500 人、負傷者約 6 千人) ●地域住民等による救助活動が主軸となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●要救助者、負傷者から助けを求める声が殺到 ●救助・救急活動が混乱し難航 ●自衛隊等による救助活動、DMAT による医療活動が開始 ●多数の負傷者が病院・診療所へ搬送され、トリアージが行われる 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き救助活動が行われる ●被災地外医療機関への後方搬送が行われる ●死者の身元確認、死亡診断等の実施、遺体安置所への安置 	<ul style="list-style-type: none"> ●一部行方不明者を除き、大規模な捜索活動の終了 ●火葬場の能力等が対応できず、遺体の火葬が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> ●行方不明者の捜索が継続 ●PTSD 等により心のケアを要する被災者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害関連死・孤独死等の発生
	避難生活等	<ul style="list-style-type: none"> ●路上や広場、一時避難地等へ住民が避難 ●鉄道の運行停止により駅周辺には帰宅困難者があふれる、歩いて帰宅しようとする人で道路も混雑する 	<ul style="list-style-type: none"> ●不安を感じる住民が徐々に避難所へ向かう (避難者数 3.2 万人) ●備蓄物資による食料・生活物資等の配布 ●帰宅困難者は通勤・通学先や一時滞在施設での滞在を余儀なくされる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅被害、断水等により、避難所への避難者が増加、地域によっては避難所が不足、車中泊避難も発生 ●食料・生活物資等が不足 ●一般の避難所での生活が困難な要配慮者は福祉避難所等への移送が必要 ●帰宅困難者は解消 	<ul style="list-style-type: none"> ●断水等の継続で避難所への避難者が更に増加 (避難者数 4.8 万人) ●避難所生活が本格化し、運営体制が確立 ●物資供給は徐々に安定、ニーズが多様化 ●エコノミークラス症候群等を発症する避難者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅被害が軽微な人は、避難所を退去し、避難所避難者が徐々に減少 ●プライバシーの確保を求める避難者が増加 ●避難生活の長期化で体調を崩す避難者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の統廃合 ●生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される
	生活再建	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明書発行や生活再建に向けた問合せが徐々に始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明書の受付開始 ●各種相談窓口に多くの住民から問合せが相次ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明書の交付本格化 ●各種生活再建支援制度や住まい再建へ向けた問合せや申請が始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ●公的住宅や賃貸型応急住宅の提供、建設型応急仮設住宅の建設が開始
	廃棄物	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●避難者が多い地域では、避難所等から大量の生活ごみが発生 ●生活ごみや片付け作業による廃棄物等が沿道に積み上げられる 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き片付け作業が続き、継続的に廃棄物が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●倒壊建物の解体・撤去開始に伴い、廃棄物仮置き場への搬入が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●倒壊建物の解体・撤去が本格化し、廃棄物仮置き場に不足が発生
市庁舎・災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎自体の倒壊は免れるが、室内は、什器転倒、窓ガラス飛散などで散乱、一部職員が負傷 ●非常用発電により最小限の設備しか使用不能、庁内情報システム停止 ●災害対策本部が設置され、情報収集を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●什器の転倒、書類散乱への対応、庁舎の応急復旧実施 ●各種被害情報を収集、断片的な情報や重複した情報が交錯 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集・整理により被害の全体像が見え始める ●随時、被害・復旧情報の広報 ●庁内情報システム等が一部復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能の回復に伴い、市の通常業務に対するニーズが増加、災害対応と並行し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●長期の災害対応により体調を崩す職員が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害復興にかかる計画

	発生直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
外部機関の動き	●国や府が災害対策本部を設置	●緊急消防援助隊、自衛隊、警察災害派遣隊、DMAT 等による救出・救助活動が開始 ●府等のリエゾンが到着 ●災害救助法が適用される	●TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) が派遣される ●自治体間の人的・物的応援調整開始 ●災害ボランティアが被災地へ入り始める	●自治体や協定締結団体の応援や災害ボランティア活動等が本格化 ●視察者 (見舞者) が来庁	●被災者生活再建支援法が適用される	●激甚災害、特定非常災害に指定される
	—	●備蓄物資等は各避難所へ搬送開始 ●府からプッシュ型支援の物資が到着し始める ●物流機能が停滞し、スーパーやコンビニで、飲食料や生活必需品等が売り切れる	●協定事業者等からの救援物資が増え物資拠点が混乱 ●避難所への搬送手段が不足 ●避難所外避難者へ物資提供が困難	●徐々にプル型の物資支援に移行 ●物資供給が徐々に安定化、各地からの支援物資が増加、物資の過剰分が発生し、物資拠点がさらに混乱する ●避難所の物資保管スペースが不足	●徐々に都市機能が回復し物流も回復傾向	●概ね物流は再開するが、大規模被害を受けた店舗は再開されない
ライフラインの状況	●発生直後に、市域の大部分で停電が発生 (停電率 50%) ●大きな揺れであったが、発電設備自体に被害は生じなかった	●電柱、架空線の復旧は依然困難 ●関西電力等の処置による健全機器への切替、移動用設備の使用により、一部で停電が解消 ●病院等では電源車による給電が行われる	●停電が段階的に解消され、発生から 3 日時点でほとんどの地域で停電が解消	●変電所・配電設備の本復旧が進捗 ●発生直後から発生した停電は解消	—	—
	●発生直後に、配水管等の被害により、市域のほとんどの範囲で断水が発生 (断水率 90%以上)	●断水が一部応急復旧するも、ほとんどの地域で解消されないままである ●道路通行支障等により管路被害の復旧着手が困難	●道路通行支障等により管路被害の復旧着手が困難 ●市全域の断水、被害状況が概ね判明 ●日本水道協会を通じ、全国に給水活動や管路応急復旧の応援要請 ●病院等へ優先的に応急給水活動が開始 ●復旧に向け体制整備を図るが、ほとんどの地域で断水が解消されないままである	●仮設給水栓により受水可能地域拡大 ●復旧活動が開始されるが、依然として、多くの地域で断水状態となっている (断水率 65%以上)	●復旧活動により半数程度の断水が解消 ●応急給水活動は徐々に縮小	●管路の復旧はほぼ完了し、管渠被害を原因とする断水は概ね解消 ●時間の経過とともに、ほとんどの断水が解消 ●応急給水活動は終了
	●管路等の被災により、一部地域で下水道の利用停止が発生 ●一部地域ではトイレ等の使用が不可能 (管渠被害率 8.5%)	●停電・管路・施設被害による汚水滞留の影響により、マンホールから汚水が溢水、液状化による人孔の浮上も発生し、一部で交通に影響	●0 次調査を開始 ●流下機能確保のため、緊急工事を実施	●1 次調査を開始 ●被害の小さい地域から応急復旧	●引き続き応急復旧作業の実施	●一部の地域で利用不能が続くものの、概ね応急復旧が完了
	●発生直後に、市域の全ての範囲でガスの供給停止が発生 ●都市ガスは、ある一定以上の揺れ (供給停止基準を超える揺れ) を検知した場合、供給を自動的に停止	●大阪ガス内の災害対策本部が設置され、状況把握、復旧などについて検討が開始 ●供給は再開されていない	●病院等への臨時供給が開始される。但し、一般世帯へは供給停止が継続	●被害の少なかった範囲から復旧作業が開始される。但し、未だ大部分の範囲で供給停止となっている	●復旧作業が進み、供給停止戸数は減少	●発生直後から発生したガスの供給停止は、一部を除き、市域の大部分の範囲で解消 ●その後、発生から 2~3 か月で市域の供給停止解消
	●電柱・建物被害に伴い、携帯電話のアクセス回線、基地局中継伝送路の一部で機能喪失 ●発信・受信規制措置により通信困難、パケット通信規制によりメール配信障害・遅延が発生 ●発生直後に通信回線が被災 (不通回線率 10%) ●回線の被災の他、輻輳により通話がつながりにくくなる	●通信不能となっている被災回線は、不能のままの状態である。また、近畿全域が輻輳状態となっている ●携帯基地局を設置している建物に著しい被害が生じ、一部でつながりにくい状態となっている	●電力復旧に伴い、徐々に通信機能が回復 ●各通信事業者は、避難所等に衛星回線による特設公衆電話を設置 ●輻輳状態は概ね解消 ●一部でつながりにくい状態となっていたが、周辺局によるエリア救済や車載型移動基地局装置による救済が実施され、短期間で復旧	●通信施設等の本復旧が進捗 ●通信不能となっていた被災回線は、約 1 週間で概ね解消	—	—

2. 中規模災害シナリオ（大阪北部地震程度）

中規模地震（大阪北部地震の被害が大きな地域程度）		参考情報
地震概要	被害想定	震度と揺れの状況（気象庁）
<p>■概要■</p> <p>吹田市に中規模の被害を及ぼすことが想定されている地震。大阪府北部エリアを中心に被害を及ぼし、近隣府県の一部の自治体においても被害が想定されている。（大阪北部地震時の高槻市、茨木市程度の被害）</p> <p>■市内の震度■</p> <p>5強～6弱程度／市庁舎：震度6弱</p>	<p>■建物被害</p> <p>全壊棟数：10 数棟</p> <p>半壊棟数：200 棟程度</p> <p>一部損壊：2 万棟程度</p> <p>焼失棟数：数棟</p> <p>大阪北部地震で被害が大きかった高槻市や茨木市の被害量を参考に設定</p> <p>■人的被害</p> <p>死者：2～3 人程度</p> <p>負傷者：100 人程度</p> <p>罹災者：1.5 千人程度 ⇒自宅が全壊・半壊・焼失した者</p> <p>避難所避難者：400～700 人程度 [当日] 700～1000 人程度 [2～3 日後]</p> <p>帰宅困難者：約 3～3.7 万人</p> <p>■ライフライン被害</p> <p>停電：約 5 千戸、復旧：2～3 時間程度</p> <p>断水：約 30%程度、復旧：1 週間以内</p> <p>下水道：大きな被害なし</p> <p>都市ガス：約 6.4 万戸程度、復旧：約 1 週間程度</p> <p>通信：不通約 1.3 万回線</p> <p>■生活再建対応</p> <p>応急危険度判定量：約 1.8 千棟</p> <p>被災家屋調査量：約 210 棟</p> <p>罹災証明発行量：約 450 件（一部損壊除く）</p> <p>廃棄物量：約 1.5 万 t</p> <p>災害義援金・見舞金等対応件数：約 500 件</p> <p>災害弔慰金対応件数：約 10 件</p> <p>災害援護貸付等対応件数：約 5 件</p> <p>住宅の応急修理対応件数：約 160 件</p> <p>住宅再建関連支援対応件数：約 450 件</p> <p>労働・経営・法律相談件数：約 10 件</p>	<p>震度と揺れの状況（気象庁）</p> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5強</p>  <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●物につかまらなると歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 </div> <div> <p>6弱</p>  <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <p>（出典：気象庁）</p> </div> </div> <p>中規模地震と大規模地震の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外部応援について <ul style="list-style-type: none"> 中規模地震：被害の及ぶ範囲が大阪府北部とその近隣自治体を中心となるため、外部からの応援は比較的早期に開始され、人員・物資の供給は比較的容易と想定される。 大規模地震：近隣自治体も大きな被害を受けているため、外部からの応援開始に時間がかかり、応援の量も限られる可能性がある。 ●災害対応について <ul style="list-style-type: none"> 中規模地震：被害が比較的少ないため、大きな被害を受けていない市民も多く、通常業務で休止できず災害対応と並行して継続が必要なものが多い。 大規模地震：外部からの応援もあるが、圧倒的な災害対応の業務量により対応職員が不足し、混乱する。 ●避難者について <ul style="list-style-type: none"> 中規模地震：ライフラインは長くても1週間程度で復旧が完了するため、自宅被害が大きい避難所避難者を除き、多くの避難所避難者が1週間程度で自宅での生活に戻る。 大規模地震：ライフラインの復旧は時間を要するため、多くの避難所避難者が長期の避難所生活を送ることになる。それにより体調を崩す人や災害関連死が増加する。
<p>震度分布</p>  <p>※大阪北部地震程度を想定した架空の震度分布図である</p>		

		発生直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
自然現象等		<ul style="list-style-type: none"> ●市域で震度 5 強～6 弱の揺れ観測 ●大阪府北部を中心に大きな揺れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●震度 1～2 の余震が頻発 	<ul style="list-style-type: none"> ●徐々に余震が減少 (余震や降雨による崖崩れの危険) 	<ul style="list-style-type: none"> ●更に余震が減少 	—	—
市内の状況	建物	<ul style="list-style-type: none"> ●強い揺れなどにより多数の建物被害が発生 ●火災が数件発生 ●建物被害の全容は不明 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震により、建物被害が広がる ●火災は消火活動により鎮火 ●断片的に被害状況が判明 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震や降雨による二次災害で、建物被害が拡大の恐れ ●応急危険度判定が開始される ●概ね被害の全体像が判明 (全壊 10 数棟、半壊 200 棟程度) ●被害認定調査が開始される 	<ul style="list-style-type: none"> ●余震や降雨による二次災害で建物被害拡大の恐れ ●被災建物の解体や修理等が始まるが、業者が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災建物の解体や修理等が継続 ●応急危険度判定が完了 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災建物の解体や修理が本格化
	道路・公共交通等	<ul style="list-style-type: none"> ●道路被害により多数の通行不能箇所が発生 ●鉄道は全面的に運行停止 ●道路・橋梁、公共建築物、河川、水路、ため池等において施設の損傷が多数発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●高速道路の交通規制解除 ●各所で大規模な交通渋滞発生 ●主要道路を中心に道路啓開・応急復旧作業が開始される ●鉄道の運行は一部停止が続くが、被害の少ない地域で概ね通常運行再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路の啓開・応急復旧が段階的に進行 ●大規模な交通渋滞は概ね解消 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要道路は概ね通行可能となるが、被害が大きな道路で通行止めが続く ●鉄道の運行再開 	<ul style="list-style-type: none"> ●通行止めは徐々に解消 	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな被害を受けた一部道路を除き通行止め解消
住民の状況	救助・救急・捜索等 (人的被害)	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋や塀・家具の下敷き等による要救助者が発生 (死者 2～3 人、負傷者 100 人程度) ●地域住民等による救助活動が主軸となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊等による救助活動、DMAT による医療活動が開始 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●PTSD 等により心のケアを要する被災者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害関連死等の発生
	避難生活等	<ul style="list-style-type: none"> ●路上や広場、一時避難地等へ住民が避難 ●鉄道の運行停止により駅周辺には帰宅困難者があふれる、歩いて帰宅しようとする人で道路も混雑する 	<ul style="list-style-type: none"> ●不安を感じる住民が徐々に避難所へ向かう(避難者数 400～700 人) ●備蓄物資による食料・生活物資等の配布 ●一般の避難所での生活が困難な要配慮者は福祉避難所等への移送が必要 ●帰宅困難者は解消 	<ul style="list-style-type: none"> ●最大 700～1000 人程度の避難者が発生するが、ライフラインの復旧により、避難所への避難者は減少 ●物資のニーズが多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅被害が軽微な人は、避難所を退去し、避難所避難者が更に減少(100 人程度) ●避難所が統廃合され、閉鎖が進む ●エコノミークラス症候群等を発症する避難者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難生活の長期化で体調を崩す避難者が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●50 人程度が避難を続ける ●約 1.5 か月後に全避難所を閉鎖
	生活再建	—	<ul style="list-style-type: none"> ●被害認定調査の受付開始 ●罹災証明書発行や生活再建に向けた問合せが徐々に始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種相談窓口に多くの住民から問合せが相次ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明書の交付本格化 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種生活再建支援制度や住まい再建へ向けた問合せや申請が開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●公的住宅や賃貸型応急住宅の提供が開始
	廃棄物	—	<ul style="list-style-type: none"> ●生活ごみや片付け作業による廃棄物等が沿道に積み上げられる 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難者が多い地域では、避難所等から生活ごみが多く発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き片付け作業が続き、継続的に廃棄物が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ●倒壊建物の解体・撤去開始に伴い、廃棄物仮置き場への搬入が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き片付け作業が続き、継続的に廃棄物が発生
市庁舎・災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎自体の被害は軽微だが、室内は什器転倒や書類などが散乱し、業務再開に支障が出る ●庁内情報システムに被害なし ●災害対策本部が設置され、情報収集を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●什器の転倒、書類散乱への対応、庁舎の応急復旧は概ね完了 ●情報収集・整理により被害の全体像が見え始める 	<ul style="list-style-type: none"> ●随時、被害・復旧情報の広報 ●都市機能の回復に伴い、市の通常業務に対するニーズが増加、災害対応と並行し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●再開する通常業務が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●長期の災害対応により体調を崩す職員が発生 	—

	発生直後	24 時間以内	72 時間以内	1 週間以内	2 週間以内	1 か月以内
外部機関の動き	●国や府が災害対策本部を設置	●緊急消防援助隊、自衛隊、警察災害派遣隊、DMAT 等による救出・救助活動が開始 ●府等のリエゾンが到着 ●災害救助法が適用される	●TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）が派遣される ●自治体間の人的・物的応援調整開始 ●災害ボランティアが被災地へ入り始める ●視察者（見舞者）が来庁	●自治体や協定締結団体の応援や災害ボランティア活動等が本格化	●被災者生活再建支援法が適用される	—
	—	●備蓄物資等は各避難所へ搬送開始 ●物流機能が停滞し、一部のスーパーやコンビニで、飲食料や生活必需品等が売り切れる	●協定自治体・事業者等からの救援物資が増加 ●避難所への搬送手段が不足 ●避難所外避難者へ物資提供が困難	●物資供給が徐々に安定化、各地からの支援物資が増加、物資の過剰分が発生する ●都市機能が回復し物流は概ね回復	—	—
ライフラインの状況	●発生直後に、市域の一部地域で一時停電が発生（停電件数 5 千戸） ●大きな揺れであったが、発電設備自体に被害は生じなかった	●2～3 時間で停電が解消	—	—	—	—
	●発生直後に、配水管等の被害により、市域の一部地域で断水が発生（断水率 30%程度）	●断水は概ね復旧するが、濁水は継続 ●渋滞や道路通行支障等により管路被害の復旧着手が困難 ●病院等へ優先的に応急給水活動が開始	●応急復旧が完了し、断水が解消 ●応急給水活動は終了	—	—	—
	●下水道施設で軽微な被害が発生するが、汚水処理に影響なし	●下水道施設の点検を開始	●下水道施設の点検を継続	●下水道施設の点検完了	—	—
	●発生直後に、市域の広い範囲でガスの供給停止が発生 ●都市ガスは、ある一定以上の揺れ（供給停止基準を超える揺れ）を検知した場合、供給を自動的に停止	●大阪ガス内の災害対策本部が設置され、状況把握、復旧作業が開始 ●供給は再開されていない	●病院等への臨時供給が開始される ●一部の一般世帯へ供給が再開	●概ね復旧完了し、供給停止は解消	—	—
	●携帯電話のアクセス回線、基地局中継伝送路の一部で機能停止 ●発信・受信規制措置により通信困難、パケット通信規制により一部でメール配信障害・遅延が発生 ●回線の被災の他、輻輳により通話がつながりにくくなる	●輻輳状態は解消	●通信不能となっていた被災回線は正常化	—	—	—

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の考え方

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理した。

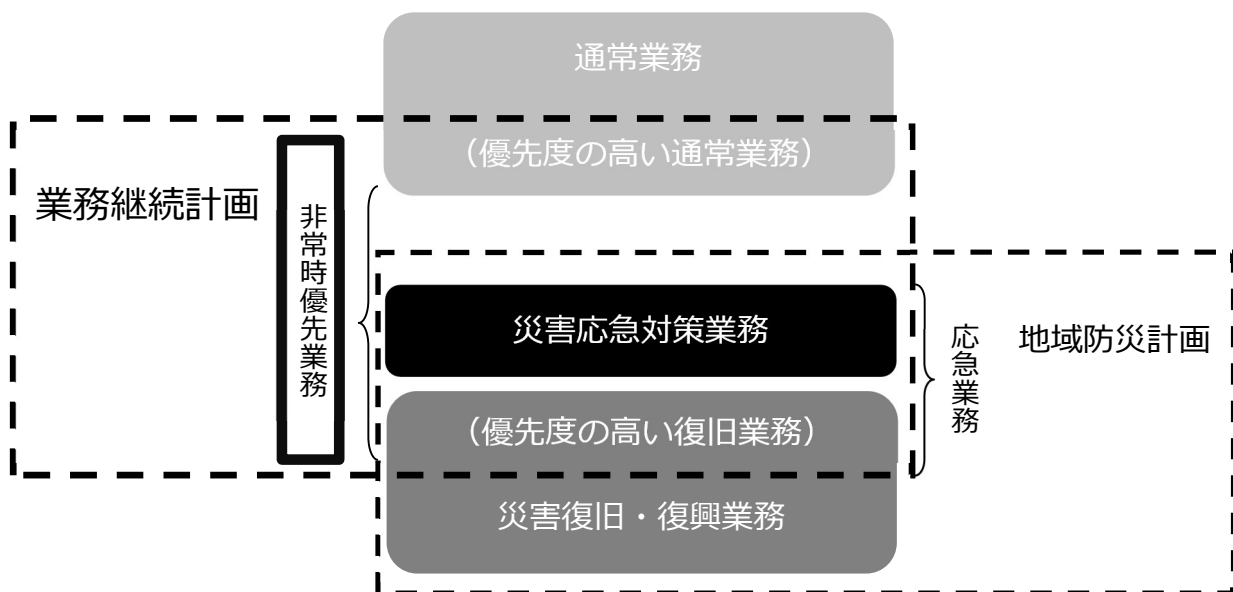


図 3-1 非常時優先業務のイメージ

第2節 非常時優先業務等の選定

1. 応急業務の選定

発災時にどの業務をいつから開始・再開すればよいかを明らかにするため、非常時優先業務の候補となる応急業務を、吹田市地域防災計画における災害対策本部体制時の事務分掌、地震災害応急対策・復旧対策等をもとに、業務開始目標時間を業務毎に設定した。

2. 優先度の高い通常業務の選定

非常時優先業務の候補となる優先度の高い通常業務は、吹田市事務分掌規則をはじめとする組織に関する規則や処務規程等の参考文書をもとに、各所属において、おおむね1か月以内に再開が必要な業務と1か月以上の中断が可能な業務とに分類した。

なお、1か月以内に再開が必要な通常業務については、各所属において、分かる範囲で、具体的な内容を補足し、おおむねの目標開始時間を設定した。

通常業務リスト			危機管理室	
事務番号	事務分掌	災害発生時1か月以内に再開が必要な通常業務がある	1ヶ月以内に再開が必要な通常業務の具体的な内容 目標開始時間	
1	危機管理の調査、研究、企画及び総合調整に関すること	○:あり	○危機管理事象の対応事務	3時間以内
2	防災に関する事項	○:あり	○府防災行政無線の管理・運営	3時間以内
			○市防災行政無線(固定系・移動系)の管理・運営	3時間以内
			○吹田市防災システムの管理・運営	3時間以内
			○吹田市気象情報システムの管理・運営	3時間以内
			○その他防災情報機器類の管理・運営	24時間以内
			○救助用資機材の管理	24時間以内
			○緊急連絡用携帯電話の管理業務	3時間以内
			○緊急防災要員関連事務	3時間以内
			○職員用防災用品管理(被服等)	1か月以内
			○防災用備蓄資機材等の管理・運営	24時間以内

図 3-2 優先度の高い通常業務の整理例

3. 業務開始目標時間の設定

本計画において、非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間から、市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの期間と捉え、地震発災から1か月以内を選定対象期間として設定した。

また、業務開始目標時間の設定は、3時間以内、24時間以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内に区分して検討を行った。

なお、検討は、災害シナリオ及び図3-3の設定の目安に基づき行った。

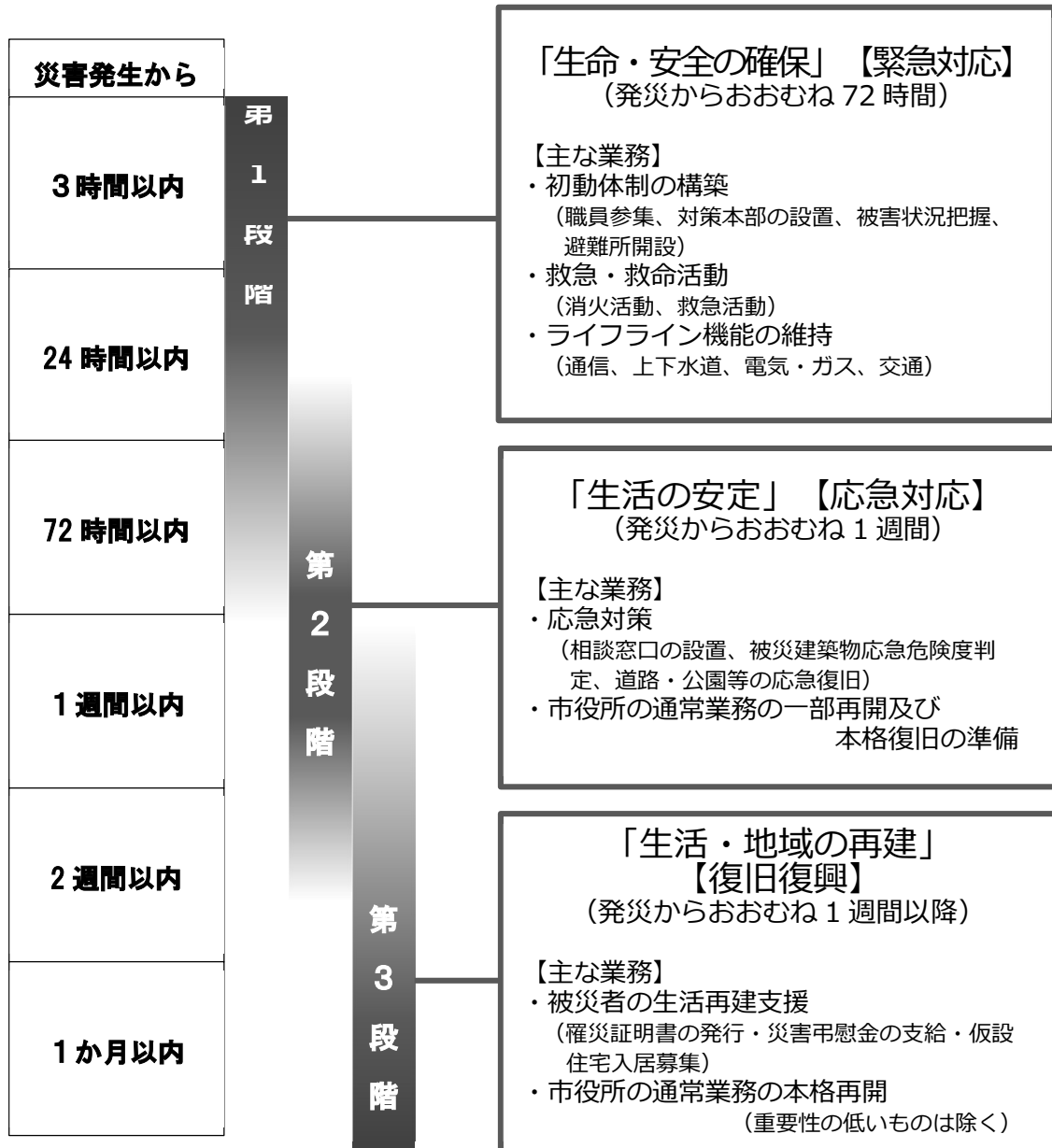


図3-3 業務開始目標時間設定の目安

4. 大規模災害と中規模災害の違い

大規模災害と中規模災害の非常時優先業務等の選定における違いを以下に整理する。

- 大規模災害は、応急業務を優先し、必要最低限の通常業務のみ継続させ、多くの通常業務は積極的に休止する。業務開始目標時間は図3-3を目安として設定する。
- 中規模災害は、大規模災害で実施する業務を基本としつつも、被害量が比較的少ないことから、遺体安置所の設置や応急仮設住宅の建設など発生しない応急業務がある。

また、大きな被害を受けておらず、通常的生活を送る住民も多いことから、大規模災害に比べ、休止できない通常業務が多くなり、応急業務と並行して継続する必要がある。

5. 受援業務の選定

本計画の非常時優先業務の検討過程において、外部からの応援が必要と考えられる業務（以下「受援業務」）について、各所属で洗出しを行い、業務ごとに応援要請先や応援者に求める業務、要件（資格、経験等）、応援要請担当、執務場所、必要な資機材等の検討を行った。

なお、受援業務に関する詳細は、「吹田市受援計画」に示す。

第3節 各部の非常時優先業務

災害対策本部体制下の各部の非常時優先業務整理一覧、受援業務一覧を資料編に示す。

なお、非常時優先業務整理一覧は、災害対策本部体制下の班ごとに応急業務、通常業務と区分し、大規模災害時と中規模災害時に分けて整理した。

災害対策本部体制：□□部△△班 所属：○○室、▽▽室、××課 ※< >内は吹田市地域防災計画の記述箇所 ※文字囲いは受援業務、【 】内の番号は受援業務シート番号		業務開始時期・期間					
		3 時間 以	24 時間 以	72 時間 以	1 週間 以	2 週間 以	1 か月 以
応急業務							
通常業務 ※災害発生から1か月以内に再開が必要な通常業務							
○○室							
休止する業務	• • •						
▽▽室							
休止する業務	• • •						
××課							
休止する業務	• • •						

第4章 業務継続体制及び資源の確保

第1節 職員・体制

想定される状況

<勤務時間内の発災>

勤務時間内に対象地震が発生した場合には、勤務中の職員に負傷者等が発生する可能性がある。

負傷者数は、大阪府自然災害総合防災対策検討報告書（平成19年3月：大阪府）に示される建物被害率と負傷者率との関係式から最大で約3%見込むとすると、大規模災害の場合、業務に従事可能な職員数（非常勤職員を除く）は、2,917人のうち、約2,830人と想定する。

ただし、負傷しなかった職員の中であっても、発災後しばらくは来庁者や職員の救出活動に当たるなど、業務に従事することが困難となる職員が発生することが想定される。

<勤務時間外の発災>

一方、勤務時間外に対象地震が発生した場合は、職員自身や家族の被災、交通の麻痺により参集が困難となり、24時間以内に参集できる職員は、大規模災害で6割程度、中規模災害で9割程度と想定される。

大規模災害の場合は公共交通の復旧に時間がかかり、長期的に参集できない職員が発生することが想定されるが、中規模災害では72時間以内には概ね通常通りの職員が参集可能であると想定される。

図4-1に、勤務時間外に対象地震が発生した直後の職員の被災を加味した職員参集予測結果を示す。（詳細は資料編「2.職員参集予測方法」を参照）

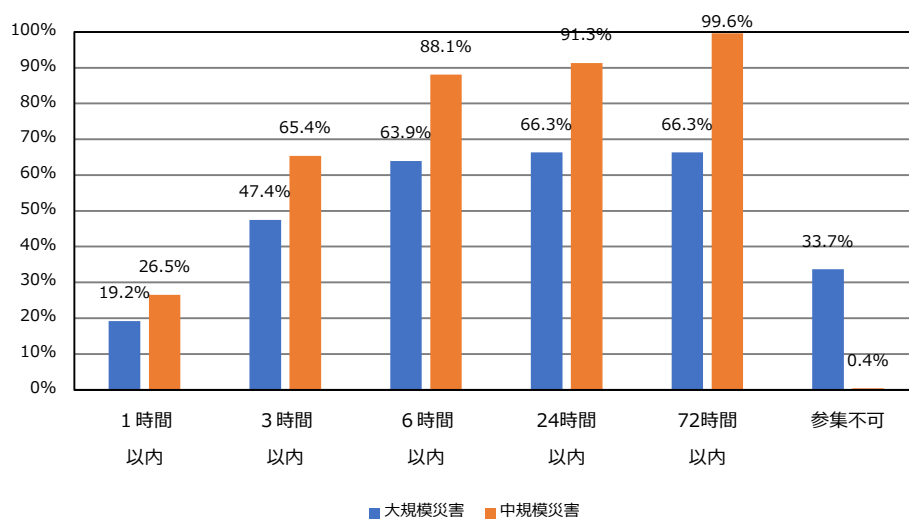


図4-1 発災直後の全市職員の参集率 (%)

現 状

- 職員の安否確認や登庁確認を行う連絡体制は、職員参集メール（すぐメール）を平成 29 年度から導入している
- 職員の安否確認方法や災害時の参集基準等は、職員の研修、初動マニュアルの配布等を通じて周知している
- 市地域防災計画に基づき、総合防災訓練、個別防災訓練、広域訓練、実践的な防災訓練を実施している
- 市地域防災計画「ブラッシュアップ&啓発計画」及び「防災レボリューション」の一環で職員に対して、防災に関する内容の説明会、研修等を実施している
- 受援計画を平成 30 年度に作成し、受援に関する全体把握・調整の役割は人的支援において総務企画部受援動員班、避難所等における物資需要について生活支援部物資班、物資の調達で総務企画部調達班となっている。

課 題

- 職員参集メール（すぐメール）への登録が可能な職員については、原則として登録を必須としているが、一部登録が完了していない職員もいるので、今後も職員参集メール（すぐメール）の趣旨を説明し、登録率を高め、災害時の有用な手段として活用する必要がある
- すぐメールが使用できない場合の安否連絡手段の検討が必要である
- LoGo チャットを災害応急対策の有用な手段として活用する必要がある
- 勤務時間外における発災時は、短時間で参集できる職員は限られており、特に初動段階で災害対策本部の設置、運営等の業務が集中する参謀本部本部班において人員が不足するおそれがある
- 公共交通機関の運行停止などにより通常の通勤手段が使えない場合の出勤の取扱い（タクシーの利用可否、自家用車の庁舎敷地内駐車容認、長期化した場合のガソリン代支給、職場での寝泊り前提など）について整理する必要がある
- 会計年度任用職員の災害時における業務従事（応急業務への関与度合い、公休日数、日給制の場合の給与支給等）について整理する必要がある
- 災害時に職員の健康を維持し、効率的な業務を遂行するためには、交替要員等の確保が必要である
- 部署ごとに必要となる人の量や質（経験者、有資格者等）は、時系列によって変わることと配慮した体制を検討する必要がある
- 特定の部署への業務集中や無理な業務分担とならないよう、職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担が必要である

対応目標

迅速な初動体制の確立

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 職員参集メール（すぐメール）の対象者登録率の向上	総務部	随時
<input type="checkbox"/> すぐメールが使用できない場合の安否連絡手段（LINE、LoGo チャットなど）の確立	各部	随時
<input type="checkbox"/> 定期的な安否確認・参集訓練等の実施（参集基準の周知、自主的な安否報告の徹底）	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 災害時の関連規定（出勤の取扱い、会計年度任用職員の災害対応従事等）の整理と職員への周知	総務部	直近（1年以内）
<input type="checkbox"/> 地域防災計画、職員災害初動マニュアルの随時改訂や職員への周知	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 各室課単位でのマニュアル整備と職員の理解促進	各部	随時
<input type="checkbox"/> 職員数と業務量に見合った体制づくり、業務分担の検討（広報班、情報システム班等）	各部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> 発災初期に職員が不足すると想定される業務の庁内支援体制の検討	各部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> 職員が不足する場合に備えた他市・他水道事業者等との災害協定の締結	各部	随時

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 職員の安否・参集確認と報告	各部
<input type="checkbox"/> 人員が不足する班への人員配置調整	総務企画部
<input type="checkbox"/> 外部への応援要請と受入れ準備	総務企画部
<input type="checkbox"/> 交替勤務などの勤務体制の調整	総務企画部

第2節 指揮命令系統

想定される状況

過去の大規模災害では、首長の不在により、初動が大幅に遅れた事例がいくつかある。

勤務時間外に対象地震が発生した場合は、24時間以内に参集できる職員は、半数以下の可能性があり、その場合、各部署の責任者等が多数不在となるおそれがある。

指揮命令系統は大規模災害等の時にも維持できることが必要であり、責任者が不在又は連絡が取れない場合も必要な意思決定がなされるように、市長、幹部職員の職務の代行や継承についての順位及び手順をあらかじめ定めておくことが求められる。

現 状

- 市地域防災計画により、市災害対策本部長は市長、市災害対策副本部長は副市長、水道事業管理者、教育長と定められている
- 市地域防災計画により、市災害対策本部におかれる各部の部長、副部長が定められている
- 市地域防災計画により、市災害対策本部におかれる各班の班長、副班長が一部定められている

表 4-1 指揮命令系統（災害対策本部・各部）

組織	職務代行の対象者	職務代行者
災害対策本部	市長	副市長、水道事業管理者、教育長
参謀本部	危機管理監	
総務企画部	総務部長	行政経営部長、会計管理者
生活支援部	市民部長	都市魅力部長、税務部長
児童部	児童部長	児童部次長
福祉部	福祉部長	福祉部次長
保健医療部	健康医療部長	保健所長
環境部	環境部長	環境部次長
都市基盤部	都市計画部長	土木部長、下水道部長
消防部	消防長	消防本部理事、消防本部次長、消防本部総務予防室長、消防本部警防救急室長、消防本部指令情報室長
水道部	水道部長	水道部次長、水道技術管理者
教育部	学校教育部長	地域教育部長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

表 4-2 指揮命令系統（災害対策本部・各班）

部	班	班長（職務代行の対象者）	副班長（職務代行者）
参謀本部	本部班	総務部危機管理室長	総務部危機管理室参事
総務企画部	庶務班	総務部総務室長	総務部総務室参事
	企画調整・財務班	行政経営部企画財政室長	行政経営部企画財政室参事
	受援動員班	総務部人事室長	総務部人事室参事
	情報収集記録班	総務部法制室長	行政経営部デジタル政策室長
	秘書班	総務部秘書課長	総務部秘書課長代理
	広報班	総務部広報課長	総務部広報課長代理
	会計班	会計室長	会計室参事（審査・新公会計制度担当）
	調達班	総務部契約検査室長	総務部契約検査室参事（物品担当）
	車両班	総務部総務室長	総務部総務室参事
応援班	選挙管理委員会事務局参事	監査委員事務局参事、農業委員会事務局次長	
生活支援部	庶務班	市民部市民総務室長	市民部市民自治推進室長
	相談班	市民部人権政策室長	市民部市民総務室参事
	物資班	都市魅力部地域経済振興室長	都市魅力部シティプロモーション推進室長
	調査班	税務部資産税課長	税務部債権監理課長
	救援班	税務部市民税課長	税務部納税課長
児童部	庶務班	児童部子育て政策室長	児童部子育て給付課長
	救援班	児童部保育幼稚園室長	児童部家庭児童相談室長
福祉部	庶務班	福祉部福祉総務室長	福祉部福祉指導監査室長
	救護班	福祉部高齢福祉室長	福祉部障がい福祉室長、生活福祉室長
保健医療部	庶務班	健康医療部健康まちづくり室長	健康医療部国民健康保険課長
	保健医療班	健康医療部保健医療総務室長	健康医療部保健医療総務室参事
環境部	庶務班	環境部環境政策室参事	環境部環境保全指導課長
	防疫班	環境部環境政策室参事	環境部環境政策室主幹
	清掃班	環境部事業課長	環境部資源循環エネルギーセンター長、環境部 破砕選別工場長
都市基盤部	庶務班	都市計画部都市計画室長	土木部総務交通室長、下水道部経営室長、都市 計画部計画調整室長
	都市整備班	土木部地域整備推進室長	土木部地域整備推進室参事
	建築調査班	都市計画部開発審査室長	都市計画部開発審査室参事（耐震担当）
	建築施設班	都市計画部資産経営室長	都市計画部資産経営室参事
	道路班	土木部道路室長	土木部道路室総括参事 土木部道路室参事 地域整備推進室参事
	住宅施設班	都市計画部住宅政策室長	都市計画部住宅政策室参事（市営住宅管理担 当）
	下水道班	下水道部管路保全室管理担当 主幹	下水道部水再生室企画担当主幹
	公園班	土木部公園みどり室長	土木部公園みどり室参事（管理担当）
消防部	第1中隊	消防本部南消防署長	消防本部南消防署副署長
	第2中隊	消防本部西消防署長	消防本部西消防署副署長
	第3中隊	消防本部北消防署長	消防本部北消防署副署長
	第4中隊	消防本部東消防署長	消防本部東消防署副署長
	救助中隊	消防本部救助総括参事	消防本部警防救急室救助司令長
	指揮班	消防本部警防救急室参事	消防本部警防救急室主幹
	指令班	消防本部指令情報室長	消防本部指令情報室参事
	情報収集班	消防本部総務予防室参事	消防本部総務予防室主幹
	内務班	消防本部総務予防室参事	消防本部総務予防室主幹
	活動支援班	消防本部警防救急室参事	消防本部指令情報室主幹
水道部	庶務班	水道部総務室長	水道部企画室長
	給水班	水道部工務室長	水道部総務室長
	工事班	水道部工務室長	水道部浄水室長
教育部	庶務班	学校教育部教育総務室長	学校教育部教育未来創生室長
	学校教育班	学校教育部学校教育室長	学校教育部保健給食室長、学校教育部教育セン ター所長
	地域教育班	地域教育部まなびの支援課長	地域教育部青少年室長
議会部	議会班	議会事務局次長	議会事務局参事

課 題

- 職務代行者が全員不在にならないように運用方法を定める必要がある
- 災害対策本部体制下の会計管理者、理事等の位置づけがわかりにくい
- 複数の部署で構成される部内での指揮命令系統が確立されていない

対応目標 意思決定、指揮命令が滞りなく行える体制の確保

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 代行対象とする職務、職務代行予定者の検討及び決定	総務部	直近（1年以内）
<input type="checkbox"/> 代行対象とする職務、職務代行予定者の職員への周知	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 職務代行者への迅速な連絡が可能となるよう、役職名、氏名、電話番号(携帯・自宅)、メールアドレス等を整理した連絡網の作成	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 職務代行を想定されている職員に対する教育・訓練	総務部	おおむね5年以内
<input type="checkbox"/> 災害対策本部体制の見直し	総務部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> 副本部長の構成員の検討	総務部	直近（1年以内）
<input type="checkbox"/> 部内での指揮命令系統（伝達経路など）の検討	各部	直近（1年以内）

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 職務代行措置の開始・終了及びその周知	総務企画部
<input type="checkbox"/> 意思決定権者と連絡の取れない場合等における、あらかじめ定めた順序での自動的な権限委任（配備体制の決定及び配備指令の伝達）	総務企画部

第3節 庁舎・執務室

想定される状況

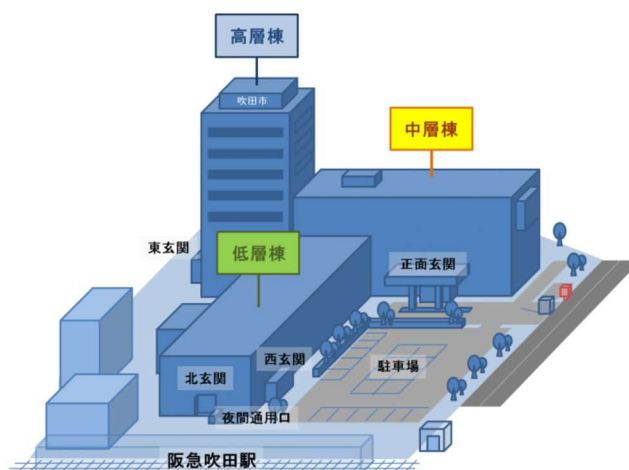
大規模対象地震発生時は、本庁舎周辺は震度6強の揺れが想定されるため、庁舎自体の壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなり、場合によっては使用ができなくなるおそれがある。

また、庁舎内も固定していない書架、物品棚等のオフィス家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなることに加え、停電、通信障害等が発生し、すぐには業務を開始できない状況となることが想定される。

中規模地震（震度6弱程度）時は、庁舎自体に大きな被害は発生しないが、固定されていないオフィス家具等が移動したり、机の上の資料等が散乱するなどが想定される。

現 状

- 市役所本庁舎は高層棟（地上9階地下1階建て）、中層棟（地上5階地下1階建て）、低層棟（地上3階地下1階建て）で構成されている
- 市役所本庁舎一帯は、水防法に基づく浸水想定区域に含まれている
- 本庁舎のほか、南千里庁舎等で執務を行っている
- 地震に備えた安全対策（書架、物品棚等のオフィス家具の固定、転倒防止等）は、総務部が啓発を行っている
- 市地域防災計画では、市災害対策本部は、原則として本庁舎に設置することとして、年1回程度災害対策本部を運営する訓練を実施している。なお、当該場所に設置できない場合は適当な場所を別途定めることとしている。
- 年1回程度、本庁舎内で消防法に基づく消防・防災訓練を行っている



課 題

- 本庁舎は耐震化が図られているものの低層棟は建設後55年が経過し、建物の経年劣化が課題
- 建設後35年以上が経過している南千里庁舎や吹田さんくす1・3番館についても建物の経年劣化、非常用電源の確保が課題
- 事務スペース等の狭隘化、その他庁舎等との分散立地が課題
- 市庁舎機能停止時の代替庁舎の選定、緊急時の移転手順等の検討
- 都市基盤部の所属室課は庁舎が離れており、部としての意思決定に時間がかかる

対応目標 迅速な執務実施可能な庁舎・執務室の確保

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> パソコンやプリンター等の転倒、落下防止、ガラス飛散防止等の対策の徹底	各部	おおむね 2 年以内
<input type="checkbox"/> 庁舎の大規模修繕または建替え、その他施設との複合化等の検討	総務部	おおむね 20 年以内
<input type="checkbox"/> 代替庁舎候補の検討及び執務機能の整備	総務部	おおむね 5 年以内
<input type="checkbox"/> 代替庁舎への移転訓練	総務部	おおむね 5 年以内
<input type="checkbox"/> 都市基盤部としての対策本部の設置検討	都市計画・土木・下水道部	おおむね 5 年以内

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 緊急時の庁舎の安全確認、建物使用可否判断	総務企画部
<input type="checkbox"/> 庁舎使用不能の場合における代替庁舎の確保、代替庁舎への執務機能の移設	総務企画部

第4節 電力

想定される状況

大規模地震災害の際は、送電設備、変電設備、配電設備等が被害を受け、広範囲で停電が発生する。

過去の大規模地震では、大量の停電戸数が確認されているが、おおむね1週間程度で復旧している。

	最大停電戸数	復旧状況
阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	約260万戸	発災後6日で停電解消
東日本大震災 (平成23年3月11日)	約870万戸 (東北電力及び東京電力の合計値)	<東北電力> 発災後4日で約80%※の停電解消 発災後8日で約94%※の停電解消 ※家屋流出地域等の普及作業に着手不可能な地域を含む <東京電力> 発災後7日で停電解消
熊本地震(平成28年4月14日) (※本震は平成28年4月16日)	約47.7万戸	本震の発生から約5日で停電解消

出典：「平成28年熊本地震における設備被害と停電復旧対応について」(経済産業省)

大規模地震発生時は、ほぼ市全域で停電すると想定されているため、市庁舎も停電する。

停電が発生した場合、市庁舎では、非常用発電設備の稼働により必要最小限の電力供給を行うこととなり、一部の照明、コンセント等が利用可能となる。

重要施設周辺の停電の解消は、比較的早いものの、場合によっては、非常用発電設備の燃料が不足することも想定しておく必要がある。

中規模地震時は、市域の一部で停電が想定され、市庁舎においても停電の可能性はあるが、数時間で復旧する場合が多い。

現状

- 非常用発電設備で電気を使用できる区域・設備を設定している
- 市庁舎停電マニュアルを作成している

課題

- 非常用発電設備で電気を使用できる区域・設備は限られていることから、市役所業務の優先度を考慮して電気を使用しなければならない
- 非常用発電設備で電気を使用できる区域・設備・機器の周知が不十分
- 南千里庁舎、さんくす庁舎には、非常用電源がない

対応目標	停電復旧までに行う業務に必要な電力確保
-------------	----------------------------

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 使用可能コンセントや使用可能機器の周知	総務部	直近（1年以内）
<input type="checkbox"/> 南千里庁舎における非常用電源の確保	土木部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> さんくす庁舎停電時の対応方法の検討	学校教育部	おおむね2年以内

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 停電時の各担当者（施設管理者、維持管理受託者、警備受託者、施設施工者、設備機器メーカー、エレベーターメンテナンス業者、電力会社等）との連絡調整	総務企画部
<input type="checkbox"/> 電気使用計画の周知（節電、電力使用量の大きい機器の使用停止等）	総務企画部
<input type="checkbox"/> 発電用燃料の確保	総務企画部

第5節 通信機器

想定される状況

大規模災害発生時、電話回線の被災や輻輳により、関係機関等との連絡が取りづらくなる。

また、停電することも想定されるため、防災行政無線関連システムの電源や充電バッテリーなどの確保が課題となる。

なお、電話が使用可能な場合においても、市内在住者の安否に関する問い合わせなどが殺到して、電話回線は繋がりにくくなることが想定される。

中規模災害でも不通や輻輳が想定されるが数時間程度で復旧すると想定される。

現 状

- 災害等に備え、以下の各種通信手段を確保している

市防災行政無線固定系 (デジタル無線)	親局 1、通信所 1、屋外拡声受信装置 36、戸別受信機 82、モニタ 1
市防災行政無線移動系 (デジタルMCA無線)	参謀本部グループ 21、緊防グループ 6、下水道グループ 21、土木グループ 19、都市計画部グループ 3、環境グループ 6、保健医療グループ 5、水道グループ 5 (計 86)
災害時優先電話	18 回線 (内、FAX 用が 3 回線) ※1
本部専用電話	20 回線 (発信専用 10 回線、受信専用 10 回線) ※2
その他	府防災行政無線等

※1、※2の詳細は資料編 4-1~4-3 を参照

- 市の防災訓練時に、防災行政無線の通信訓練を実施している
- パトロール等において、MCA無線を積極的に活用している

課 題

- 通信機器等の使用方法の周知、習熟
- 通信機器の拡充・整備及び通信手段の確保
- 具体的な通信担当のあらかじめの指名
- 吹田市防災情報システム、LoGo チャットの活用

対応目標 災害時に使用可能な通信手段の確保

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 各種通信機器の予備電源の確保	総務部、消防本部	おおむね 2 年以内
<input type="checkbox"/> 通信手段の多重化	総務部	おおむね 5 年以内
<input type="checkbox"/> 防災行政無線の整備	総務部	おおむね 5 年以内
<input type="checkbox"/> 無線通信の多重化	総務部	おおむね 5 年以内
<input type="checkbox"/> 無線従事者の養成	総務部、消防本部	随時
<input type="checkbox"/> 通信担当の明確化	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 電話・FAX が不通な場合の代替通信手段、利用手順の明確化	各部	おおむね 2 年以内

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認	総務企画部
<input type="checkbox"/> 市防災行政無線、府防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認	総務企画部
<input type="checkbox"/> 設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動の実施	総務企画部
<input type="checkbox"/> 近畿非常通信協議会事務局※（近畿総合通信局無線通信部陸上第二課）に協力を要請 ※近畿非常通信協議会事務局 電話：06-6942-8557 FAX：06-6942-9014	総務企画部

第6節 情報システム

想定される状況

大規模災害発生時は、揺れにより、サーバマシンやパソコン等が転倒・破損し、重要データを喪失するおそれがある。

また、停電等により情報システム機器、庁内ネットワーク、インターネット等が使えなくなる可能性が高い。

なお、庁内LANや主要な情報システムは、業者が保守管理しており、故障等のトラブル対応や補修は業者への依頼が必要になる。

中規模災害では、大きな被害は発生しないと想定される。

現 状

- 第4期情報化推進計画アクションプランの実行
- ICT-BCPの策定
- 安心安全に関する情報システムの高度化

課 題

- 大規模災害等の時にシステム及びデータを保全する環境を継続的に維持・強化していく必要がある
- 災害時において必要となる業務システムを整備していく必要がある

対応目標 災害対策の強化

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 災害情報発信の充実	総務部、水道部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> 災害情報の一元管理	総務部、消防本部、水道部	おおむね5年以内
<input type="checkbox"/> 大規模災害に備えたシステムの導入	総務部、行政経営部	随時
<input type="checkbox"/> ICT-BCPのためのシステム基盤整備	行政経営部	随時
<input type="checkbox"/> サーバやネットワークの不具合、故障が発生した場合の業者との連絡体制の確保	行政経営部	随時

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 紙媒体での業務実施（情報システム使用不能の場合）	総務企画部

第7節 トイレ

想定される状況

東日本大震災では、断水や停電、給排水管の損壊、汚水処理施設の被災により、多くの地域において水洗トイレが使用できなくなった。そのため、災害発生後のトイレは排泄物で一杯になり、劣悪な衛生状態となったところがある。

大規模災害発生時には複数の事態が同時に発生することにより、トイレを確保するうえで、様々な制約を受けることが想定される。

なお、市全域では、停電の解消にはおおむね1週間程度、断水の解消にはおおむね1か月程度要すると想定される。

中規模災害でも停電や断水によりトイレが使用できない可能性はあるが、比較的早く復旧すると想定される。

災害時に起こり得る事態	トイレを確保する上での制約等
断水・屋内給水管の凍結等による破損	・流せなくなる ・手が洗えなくなる（衛生環境の悪化）
停電	・戸別浄水層フロアーが停止すると、水洗トイレが使えなくなる ・特に高層棟等では、水が汲みあがらず、水洗トイレが使えなくなる
下水道・集中処理浄化槽・戸別浄化槽の破損	・水が確保できても、排水先が破損している場合は、水洗トイレの使用を中止する必要がある
し尿処理施設の破損	・汲み取りを中止する必要がある ・汲み取りを継続する場合は、他地域への搬送・処理を実施する必要がある
避難所となる施設の既設トイレの被害により個室（便器）が使えない	・携帯トイレ（便袋）を使用できるスペースが確保できない

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）より

現状

- ・避難者用の屋外型簡易トイレの確保対策は実施しているが、庁舎において、断水等でトイレが使用不可能となった場合に備えた災害用トイレは整備されていない
- ・トイレトーパーは、無くなる前に補充している
- ・トイレトーパー等の日用品は、災害時に不足する場合に備え、物資の供給を円滑に行うことを目的に、イオンリテール株式会社、イズミヤ株式会社、吹田市商業団体連合会、アスクル株式会社等と協定を締結している

課題

- ・災害時の職員用のトイレの確保体制、運用方法等が未確立
- ・災害時の職員用の携帯トイレ、簡易トイレ等の十分な備蓄は行われていない
- ・トイレトーパーをはじめとする備品もあらかじめ準備しておく必要がある
- ・トイレ対策は、災害用トイレの調達から、汲み取り、処理・処分、撤去、防疫・衛生まで、多岐にわたるため、あらかじめ担当部署等の役割分担を明確にし、被災時の窓口や

実行主体の一元化を図る必要がある

対応目標 災害時にトイレが使用できる環境の整備

事前の対策		
対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 災害時の職員用の携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄の検討	総務部	直近（1年以内）
<input type="checkbox"/> トイレに関する必要な備品の確保	総務部	随時

災害時の対応	
対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 使用済み携帯トイレ等の処理手段の確保	総務企画部、環境部
<input type="checkbox"/> 多重的な災害用トイレ（仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ等）の確保	総務企画部、環境部
<input type="checkbox"/> 使用可能トイレと不足するトイレの把握	総務企画部、環境部
<input type="checkbox"/> 災害用トイレの使用ルールの周知	総務企画部、環境部
<input type="checkbox"/> トイレの清潔な衛生環境の確保	総務企画部、環境部

第8節 食料・飲料水等

想定される状況

大規模災害等の時は、東日本大震災をはじめとする過去の地震災害の事例から、職員は庁舎等に泊まり込んでの災害対応が続くことが想定され、厳しい勤務状態が続くと、職員が体調を崩し、十分に力を発揮することができなくなるおそれがある。

大規模災害発生時は、発災直後よりおおむね市域全域で断水することが想定されており、飲料水の確保が困難になることに加え、交通・流通機能の障害により、食料の調達も困難になることが想定される。

このため、発災直後から職員用の食料・飲料水等の確保が必要となり、政府業務継続計画（首都直下地震対策）では、各府省等で参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄するものとしている。

中規模災害では、一時的に断水や交通の混乱により食料・飲料水の確保が困難となる可能性はあるが、周辺の被害の少ない地域から確保することが可能と想定される。

現 状

- 災害時に想定される避難所避難者及びそれ以外の非常用物資を備蓄しているが、特に職員用（災害対応活動用）の区分はされておらず、確保されていない
- 食料、飲料水等は、災害時に不足する場合に備え、物資の供給を円滑に行うことを目的に、次の団体と相互応援や協力に関する協定を締結している

[流通備蓄]

協定名称	協定先
災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社近畿カンパニー
災害時における物資供給に関する協定	イズミヤ(株)千里丘店、山崎製パン(株)大阪第一工場、吹田市商業団体連合会、エースコック(株)、アスクール(株)
災害時における相互応援協定	新潟県妙高市、福井県若狭町、大阪府能勢町、滋賀県高島市、高知県土佐町、兵庫県香美町
災害時における飲料水等の提供協力に関する協定	アサヒビール(株)吹田工場、アサヒ飲料(株)近畿圏支社、コカコーラ・ウエスト(株)、(株)伊藤園
災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)スギ薬局
災害用物資を活用した防災活動に関する協定書	一般社団法人 日本非常食推進機構

[救援物資]

協定名称	協定先
災害時における相互応援協定	新潟県妙高市、福井県若狭町、大阪府能勢町、滋賀県高島市、高知県土佐町、兵庫県香美町
三島地域災害時相互応援に関する協定	高槻市、茨木市、摂津市、島本町
災害時における備蓄物資の相互提供に関する協定	大阪市

※吹田市備蓄計画（令和2年12月）

課題

- 非常時優先業務を円滑に遂行するためには、被災者用の食料・飲料水の備蓄とは別に、災害対策業務にあたる職員用の食料・飲料水について、あらかじめ確保しておく必要がある

対応目標 職員の災害対応活動用物資の確保

事前の対策

対策内容	担当	実施時期
<input type="checkbox"/> 災害対応職員用の水・食料等の備蓄計画の作成および確保（女性や障がいがある職員等の視点からも必要な備蓄を準備）	総務部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> 職員への個人レベルでの非常食や飲料水の個人備蓄の推奨	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 被災リスクの低い場所での物資の保管	総務部	おおむね5年以内

災害時の対応

対応内容	担当
<input type="checkbox"/> 災害対応職員用の水・食料等の確保、配分	総務企画部
<input type="checkbox"/> 休憩場所及び宿泊場所の確保	総務企画部
<input type="checkbox"/> コーテーション等の配慮	総務企画部

第9節 燃料・消耗品

想定される状況

東日本大震災では、製油所、油槽所、タンクローリー、サービスステーション等の石油関連施設が被災し、被災地における石油供給が大幅に遅延し、物資輸送用・災害対応用の燃料が不足した。

一方、地方自治体では、病院・避難所・通信・消防・警察等の重要施設で非常用発電機を稼働させるために必要な燃料の備蓄が不足し、国に対して約 1500 件の燃料供給の要請が発生した。

また、熊本地震では、熊本市内など都市部において、一部サービスステーションの営業停止や渋滞による配送遅延の影響で、営業中のサービスステーションに行列が発生し、石油類が品薄状態となる一方、益城町や南阿蘇地域等被害の大きい地域では、災害応急対策車両の活発化や車上生活者の増加に伴い、燃料需要が増大し、一時的に燃料が供給不足となった。

大規模災害発生時は、これまでの災害教訓から、非常用発電機や車両用の燃料調達が困難となり、業務に支障をきたすことが想定される。

また、そのほか事務用品（コピー用紙やトナーなどの消耗品）の不足により業務に支障をきたすことを想定しておく必要がある。

なお、「中央省庁業務継続ガイドライン」には、コピー用紙やトナー等の常時保管量（ストック量）をおおむね 1 か月分以上あることが望ましいと記載されている。

中規模災害時は、一時的に停電や交通の混乱などにより、燃料や消耗品の確保が困難となる可能性はあるが、概ね通常通りに確保が可能であると想定される。

現 状

- 車両のガソリンについては、なくなりそうになってから補充している（メーターが残り 1 / 4 程度で補充）
- コピー用紙やトナーについては、なくなりそうになってから補充している
- 市は、旭油業株式会社、森石油株式会社と災害時における燃料等の供給等に関して協定を締結している
- 府は、ヒラオカ石油株式会社と災害時における燃料等の供給等に関して協定を締結している

課 題

- 災害を想定した消耗品等の在庫管理はなされておらず、発災時に燃料・消耗品等の不足により業務に支障をきたす可能性がある
- 庁舎・病院・避難所・通信・消防・警察等の重要施設で非常用発電機を稼働させるために必要な燃料の自衛的備蓄を推進する必要がある

対応目標

業務の継続に支障をきたさない燃料・消耗品の確保

事前の対策

対策内容	担 当	実施時期
<input type="checkbox"/> 災害時に必要となる消耗品の洗い出しと計画的な備蓄の推進	各部	随時
<input type="checkbox"/> 通常利用する消耗品等の災害時を想定した在庫確保	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 燃料・消耗品の調達にあたっての予算の流用方法及び手続きの確認	各部	随時
<input type="checkbox"/> 車のガソリンのこまめな満タン対策	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 協定締結先との協力内容、方法、連絡担当窓口等の定期的な把握・周知	総務部	随時
<input type="checkbox"/> 移動給油を主とした企業との協定締結	総務部	おおむね2年以内
<input type="checkbox"/> 庁舎・病院・避難所・通信・消防・警察等の重要施設における非常用発電機を稼働させるために必要な燃料の備蓄	関係各部	おおむね5年以内

災害時の対応

対応内容	担 当
<input type="checkbox"/> 消耗品等の残量管理、庁内融通	総務企画部
<input type="checkbox"/> 燃料等の需要把握、確保対策	総務企画部

第5章 業務継続体制の向上

第1節 業務継続体制向上の考え方

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要である。

したがって、本計画は、業務継続力の向上を図るため、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて、課題の検討を行い、「計画（PLAN）」「実施（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACT）」の4段階のサイクル（PDCA サイクル）によるスパイラルアップに努め、継続的に改善していく。

なお、大規模な災害時の対応は、多くの職員が経験したことが無く、不明な部分が多い。

そのため、一つひとつの作業や検討内容を完璧にすることは困難であり、完璧を目指すことが、本計画の取組みを継続させていくことの阻害要因になることもある。

したがって、各作業はその時点で分かる範囲で検討を行い、できなかったことは次回以降に改善するなど、なるべく、本計画の取組みを継続させることを意識して、業務継続体制の向上に努める。

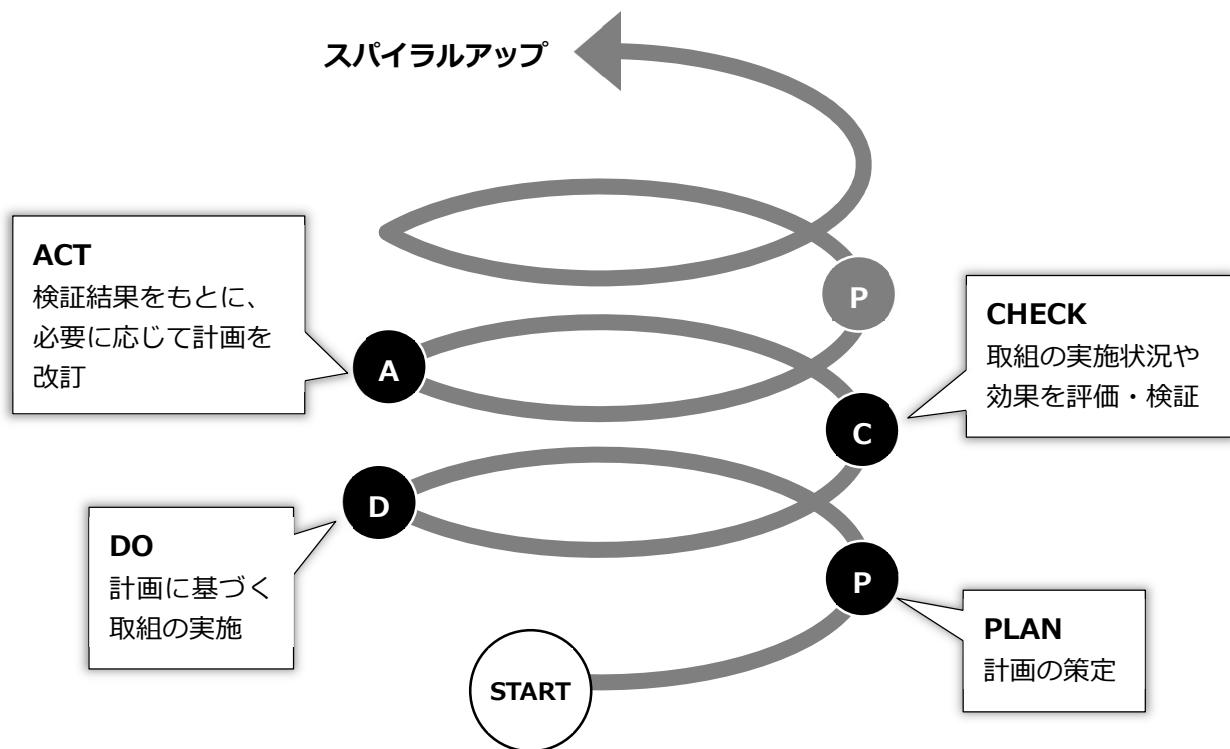


図5-1 PDCAサイクルのスパイラルアップイメージ

第2節 計画実施・改定の進め方

業務継続計画を一旦策定すれば、災害時の業務継続体制が整うというものではない。

一旦策定した計画をもとに、非常時優先業務のより詳細な検討や資源確保のための事前対策の実施、定期的な計画の改定を繰り返す必要がある。

したがって、市は、職員を対象とした研修会の実施や業務継続計画の配布等により、計画内容の全庁的な周知に努める。

また、地域防災計画に基づき実施する防災訓練等において、訓練のテーマや内容に「業務継続」を盛り込み、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことができるように配慮する。

さらに、各所属においては、職員が大規模地震発生時にどのような行動をとるべきか、あらかじめどのようなことを知り、何に備えるべきかについて明確にわかるよう、チェックリストやマニュアルを整備し、人事異動等により担当職員が異動した場合においても、所要の行動が取れるよう体制の確保に努める。

なお、具体的には、おおむね5年に1度の周期で計画改定を行うこととする。併せて、訓練等による計画の実行及び評価の結果を改訂に反映させるため、必要に応じて微修正を行う。

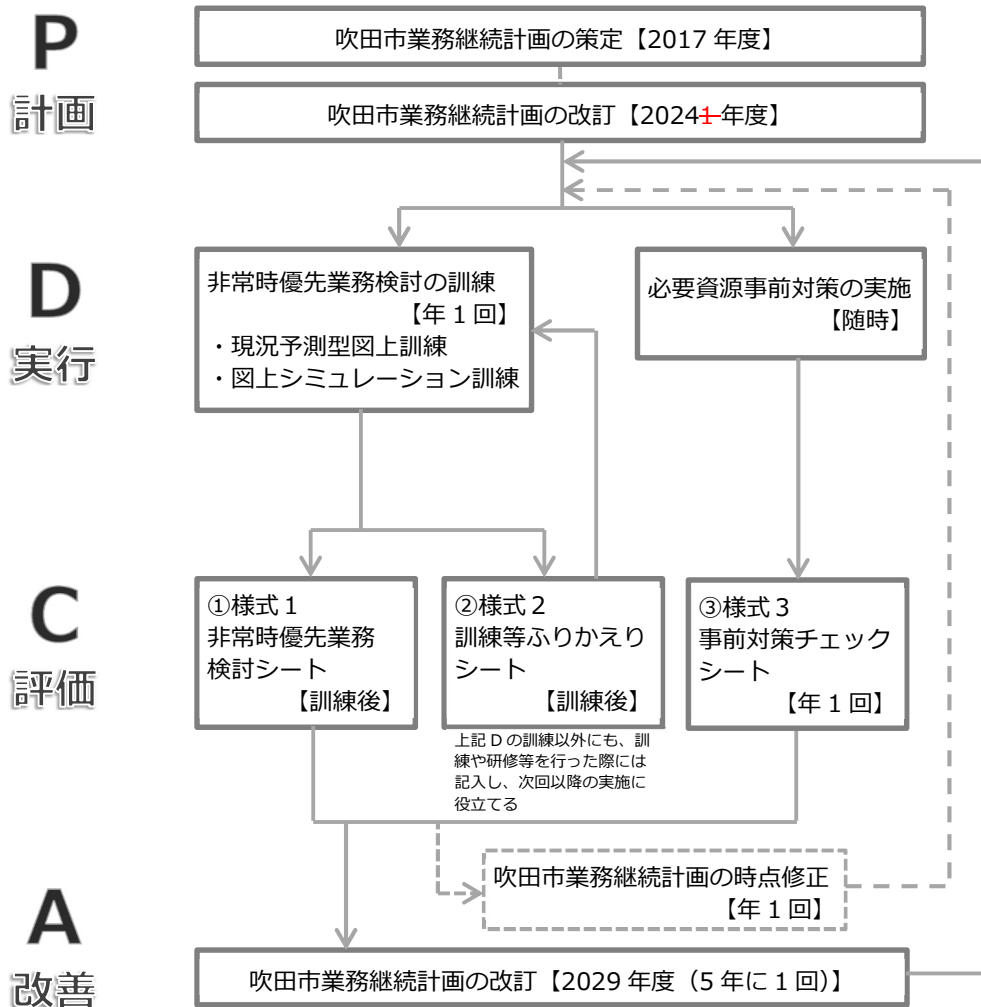


図 5-2 計画実施・改定フローのイメージ

様式1 非常時優先業務検討シート

事務 番号	応急 ・ 通常	事務分掌	目標 開始 時間	担当	必要 人数	必要資源	制約条件	修正内容	備考

<シート使用方法>

- 訓練やワークショップ、研修等を実施した後に実施者が記入する。
- 記入した内容は次回の訓練等へ活かす。

様式2 訓練後ふりかえりシート

訓練等名称			
開催日時		時間	
開催場所		参加者	
実施目的			
実施内容・手順	<内容>		
	<手順>		
準備物			
運営上の気づき	<良かった点>		
	<改善点>		
	<その他>		

<p>参加者の意見</p>	<p><良かった点></p> <p><改善点></p> <p><その他></p>
<p>実施（運営）の 難易度</p>	<p><準備期間></p> <p><当日必要人員></p> <p><コメント></p>
<p>写真</p>	

様式3 事前対策チェックシート

対象	対策内容	担 当	目標実施 時期	対策実施状況	
				進捗状況評価	実施内容
職員					
指揮命令 系統					
庁舎・ 執務室					
電力					
通信機器					
情報 システム					
トイレ					
食料・ 飲料水等					
燃料・ 消耗品					

資料編

1. 災害対応業務進捗確認表
2. 非常時優先業務一覧【大規模災害時】
3. 非常時優先業務一覧【中規模災害時】
4. 職員参集予測方法
5. その他参考資料

1. 災害対応業務進捗確認表

災害対応業務進捗確認表（別ファイル）

資料 1-1～

2. 非常時優先業務一覧【大規模災害時】

非常時優先業務一覧【大規模災害時】を挿入（別ファイル）

資料 2-1～

3. 非常時優先業務一覽【中規模災害時】

非常時優先業務一覧【中規模災害時】を挿入（別ファイル）

資料 3-1～

4. 職員參集予測方法

職員の居住地から参集場所までの距離をもとに以下の算出方法により参集予測を行った。

[対象職員]

対象地震発生時は、3号配備されるため、全職員が参集対象者となる。
したがって、対象職員数は2,917名（令和6年9月時点）とした。

[移動手段]

発災直後は、公共交通機関は使用できなくなると仮定し、徒歩、自転車、バイクでの参集とする。

発災直後に使用する移動手段については、通勤に使用している交通手段を基本とし、公共交通機関の利用者は、徒歩に割り振った。

通勤手段が交通用具の職員は、主に自転車、バイク、自家用車での通勤が想定されるが、地震後の路面状況や大規模な渋滞により、自家用車が使用できないと想定されるため、自転車とバイクに分類した。分類方法は、国勢調査（令和2年）を基に大阪府内で、自転車、バイク、自家用車のみを通勤手段とする人口の合計から、バイクの割合（10.2%）を求め、通勤手段が交通用具の職員をランダムにバイクに割り振り、それ以外を自転車とした。

[計算式]

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{〇〇時間以内の} \\ \text{参集人数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{〇〇時間以内に} \\ \text{①参集可能距離に} \\ \text{居住する職員数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{〇〇時間の} \\ \text{②参集可能率} \end{array}}$$

[参集可能距離に居住する職員数]

$$\text{参集可能距離 (km)} = \text{移動速度 (km/h)} \times \text{移動時間 (h)}$$

※発災直後は、徒歩、自転車、バイクが主な移動手段となるため 20 km を限界参集可能距離とする。

<移動速度> 徒歩：3km/h、自転車：8km/h、バイク：15km/h

<移動時間> 参集開始時間を発災 30 分後と仮定する。例えば、1 時間以内に参集できる職員の移動時間は (1h - 0.5h) 0.5 時間とする。

表 1 参集可能距離に居住する職員

参集時間	参集可能距離に居住する職員
1 時間以内	徒歩で 1.5 km、自転車で 4 km、バイクで 7.5km
3 時間以内	徒歩で 7.5 km、自転車で 20 km、バイクで 20km
6 時間以内	徒歩で 16.5 km、自転車で 20 km、バイクで 20km
24 時間以内	20 km 以内に居住する職員
72 時間以内	大規模災害：20 km 以内に居住する職員 中規模災害：公共交通機関が復旧することを想定し、全職員参集可能とする
参集不可	20 km を超える場所に居住する職員

公共交通機関の停止により、参集できないと予測される職員は、災害対策本部の部ごとに整理すると表 2、3 のとおりである。

表2 職員参集予測結果（大規模災害：公共交通機関の停止のみを考慮した場合）

部名	人数 (人)	参集人数					参集不可
		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	
参謀本部・総務企画部	222	38	107	181	195	195	27
		17.1%	48.2%	81.5%	87.8%	87.8%	12.2%
総務部	133	20	64	102	110	110	23
行政経営部	53	9	23	48	50	50	3
会計室	18	8	14	18	18	18	0
行政委員会	18	1	6	13	17	17	1
生活支援部	320	79	195	280	295	295	25
		24.7%	60.9%	87.5%	92.2%	92.2%	7.8%
市民部	143	33	89	125	132	132	11
税務部	121	32	68	107	112	112	9
都市魅力部	56	14	38	48	51	51	5
児童部 (平常時：児童部)	526	183	393	488	501	501	25
		34.8%	74.7%	92.8%	95.2%	95.2%	4.8%
福祉部 (平常時：福祉部)	222	60	126	196	204	204	18
		27.0%	56.8%	88.3%	91.9%	91.9%	8.1%
保健医療部 (平常時：健康医療部)	154	22	69	122	132	132	22
		14.3%	44.8%	79.2%	85.7%	85.7%	14.3%
環境部 (平常時：環境部)	171	59	131	153	159	159	12
		34.5%	76.6%	89.5%	93.0%	93.0%	7.0%
都市基盤部	380	66	224	327	341	341	39
		17.4%	58.9%	86.1%	89.7%	89.7%	10.3%
都市計画部	144	24	82	123	127	127	17
土木部	133	22	87	115	120	120	13
下水道部	103	20	55	89	94	94	9
消防部 (平常時：消防本部)	370	95	281	326	336	336	34
		25.7%	75.9%	88.1%	90.8%	90.8%	9.2%
水道部 (平常時：水道部)	132	40	90	117	119	119	13
		30.3%	68.2%	88.6%	90.2%	90.2%	9.8%
教育部	402	126	284	368	373	373	29
		31.3%	70.6%	91.5%	92.8%	92.8%	7.2%
学校教育部	282	96	210	261	265	265	17
地域教育部	120	30	74	107	108	108	12
議会部 (平常時：議会事務局)	18	6	13	17	17	17	1
		33.3%	72.2%	94.4%	94.4%	94.4%	5.6%
計	2,917	774	1,913	2,575	2,672	2,672	245
		26.5%	65.6%	88.3%	91.6%	91.6%	8.4%

表3 職員参集予測結果（中規模災害：公共交通機関の停止のみを考慮した場合）

部名	人数 (人)	参集人数					参集不可
		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	
参謀本部・総務企画部	222	38	107	181	195	222	0
		17.1%	48.2%	81.5%	87.8%	100%	0%
総務部	133	20	64	102	110	133	0
行政経営部	53	9	23	48	50	53	0
会計室	18	8	14	18	18	18	0
行政委員会	18	1	6	13	17	18	0
生活支援部	320	79	195	280	295	320	0
		24.7%	60.9%	87.5%	92.2%	100%	0%
市民部	143	33	89	125	132	143	0
税務部	121	32	68	107	112	121	0
都市魅力部	56	14	38	48	51	56	0
児童部 (平常時：児童部)	526	183	393	488	501	526	0
		34.8%	74.7%	92.8%	95.2%	100%	0%
福祉部 (平常時：福祉部)	222	60	126	196	204	222	0
		27.0%	56.8%	88.3%	91.9%	100%	0%
保健医療部 (平常時：健康医療部)	154	22	69	122	132	154	0
		14.3%	44.8%	79.2%	85.7%	100%	0%
環境部 (平常時：環境部)	171	59	131	153	159	171	0
		34.5%	76.6%	89.5%	93.0%	100%	0%
都市基盤部	380	66	224	327	341	380	0
		17.4%	58.9%	86.1%	89.7%	100%	0%
都市計画部	144	24	82	123	127	144	0
土木部	133	22	87	115	120	133	0
下水道部	103	20	55	89	94	103	0
消防部 (平常時：消防本部)	370	95	281	326	336	370	0
		25.7%	75.9%	88.1%	90.8%	100%	0%
水道部 (平常時：水道部)	132	40	90	117	119	132	0
		30.3%	68.2%	88.6%	90.2%	100%	0%
教育部	402	126	284	368	373	402	0
		31.3%	70.6%	91.5%	92.8%	100%	0%
学校教育部	282	96	210	261	265	282	0
地域教育部	120	30	74	107	108	120	0
議会部 (平常時：議会事務局)	18	6	13	17	17	18	0
		33.3%	72.2%	94.4%	94.4%	100%	0%
計	2,917	774	1,913	2,575	2,672	2,917	0
		26.5%	65.6%	88.3%	91.6%	100%	0%

一方、現実的に参集できる職員数は、発災直後は、本人や家族の負傷、混乱等職員のり災状況を加味する必要がある。

したがって、防災アセスメント調査報告書要版（令和6年3月）に示される上町断層帯地震（大規模災害）と大阪北部地震程度（中規模災害）が発生した場合に想定されるり災者数からり災率を求め、次の計算式より参集可能な職員数を算出した。

[計算式]

$$\text{参集可能な職員} = \text{公共交通機関停止時の参集人数} \times (1 - \text{り災率})$$

（大規模災害：上町断層帯地震）

$$\text{り災率} = \text{り災者数 } 105,761 \text{ 人} / \text{人口 } 383,669 \text{ 人 (令和6年9月末)} = 0.276$$

（中規模災害：大阪北部地震）

$$\text{り災率} = \text{り災者数 } 1,500 \text{ 人} / \text{人口 } 383,669 \text{ 人 (令和6年9月末)} = 0.004$$

なお、阪神・淡路大震災時に甚大な被害を受けた神戸市、芦屋市では、発災当日の参集率はおおむね4割程度であり、改訂前の吹田市地震被害想定（平成25年10月）を基に算出した結果は、おおむね近い値を示していた。

今回、被害量が減少した新たな地震被害想定を基に算出した結果、阪神・淡路大震災時の宝塚市と伊丹市との中間程度の値となった。

参 考 阪神・淡路大震災時の参集状況

自治体名	発災からの経過時間ごとの参集率						
	3時間後	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	9日目
神戸市	-	41%	約6割	約7割	-	8割	約9割
伊丹市	-	74.5%	80.3%	82.5%	84.5%	-	-
西宮市	-	51%	66%	69%	78%	-	-
芦屋市	-	42%	52%	60%	69%	-	-
宝塚市	45%	60%	-	-	-	-	-

出典：内閣府 阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート

以上より、職員の被災を加味した参集予測結果を災害対策本部の部ごとに整理すると表4、5のとおりである。

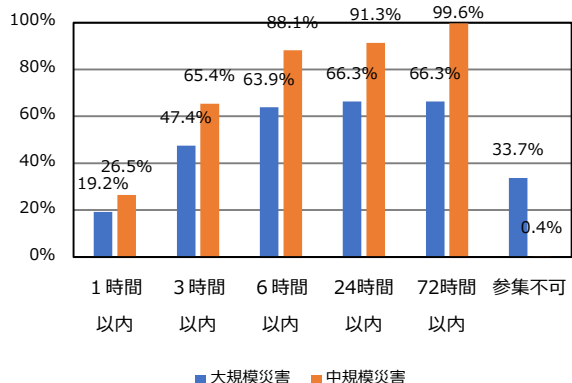
表4 職員参集予測（大規模災害：職員の被災等を考慮した場合）

部名	人数 (人)	参集人数					参集不可
		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	
参謀本部・総務企画部	222	28	77	131	141	141	81
		12.6%	34.7%	59.0%	63.5%	63.5%	36.5%
総務部	133	14	46	74	80	80	53
行政経営部	53	7	17	35	36	36	17
会計室	18	6	10	13	13	13	5
行政委員会	18	1	4	9	12	12	6
生活支援部	320	57	141	203	214	214	106
		17.8%	44.1%	63.4%	66.9%	66.9%	33.1%
市民部	143	24	64	91	96	96	47
税務部	121	23	49	77	81	81	40
都市魅力部	56	10	28	35	37	37	19
児童部 (平常時：児童部)	526	132	285	353	363	363	163
		25.1%	54.2%	67.1%	69.0%	69.0%	31.0%
福祉部 (平常時：福祉部)	222	43	91	142	148	148	74
		19.4%	41.0%	64.0%	66.7%	66.7%	33.3%
保健医療部 (平常時：健康医療部)	154	16	50	88	96	96	58
		10.4%	32.5%	57.1%	62.3%	62.3%	37.7%
環境部 (平常時：環境部)	171	43	95	111	115	115	56
		25.1%	55.6%	64.9%	67.3%	67.3%	32.7%
都市基盤部	380	47	162	236	247	247	133
		12.4%	42.6%	62.1%	65.0%	65.0%	35.0%
都市計画部	144	17	59	89	92	92	52
土木部	133	16	63	83	87	87	46
下水道部	103	14	40	64	68	68	35
消防部 (平常時：消防本部)	370	69	203	236	243	243	127
		18.6%	54.9%	63.8%	65.7%	65.7%	34.3%
水道部 (平常時：水道部)	132	29	65	85	86	86	46
		22.0%	49.2%	64.4%	65.2%	65.2%	34.8%
教育部	402	92	206	266	270	270	132
		22.9%	51.2%	66.2%	67.2%	67.2%	32.8%
学校教育部	282	70	152	189	192	192	90
地域教育部	120	22	54	77	78	78	42
議会部 (平常時：議会事務局)	18	4	9	12	12	12	6
		22.2%	50.0%	66.7%	66.7%	66.7%	33.3%
計	2,917	560	1,384	1,863	1,935	1,935	982
		19.2%	47.4%	63.9%	66.3%	66.3%	33.7%

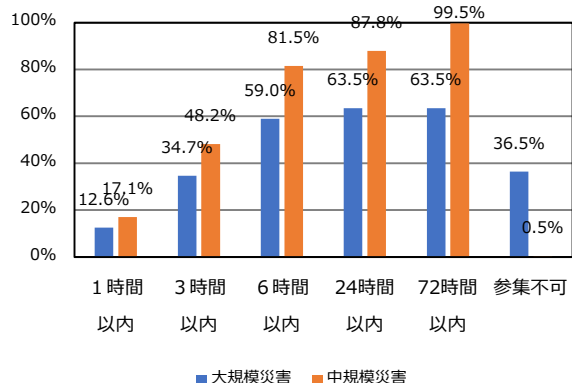
表5 職員参集予測（中規模災害：職員の被災等を考慮した場合）

部名	人数 (人)	参集人数					参集不可
		1時間 以内	3時間 以内	6時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	
参謀本部・総務企画部	222	38	107	181	195	221	1
		17.1%	48.2%	81.5%	87.8%	99.5%	0.5%
総務部	133	20	64	102	110	132	1
行政経営部	53	9	23	48	50	53	0
会計室	18	8	14	18	18	18	0
行政委員会	18	1	6	13	17	18	0
生活支援部	320	79	195	280	294	319	1
		24.7%	60.9%	87.5%	91.9%	99.7%	0.3%
市民部	143	33	89	125	131	142	1
税務部	121	32	68	107	112	121	0
都市魅力部	56	14	38	48	51	56	0
児童部 (平常時：児童部)	526	182	391	486	499	524	2
		34.6%	74.3%	92.4%	94.9%	99.6%	0.4%
福祉部 (平常時：福祉部)	222	60	125	195	203	221	1
		27.0%	56.3%	87.8%	91.4%	99.5%	0.5%
保健医療部 (平常時：健康医療部)	154	22	69	122	131	153	1
		14.3%	44.8%	79.2%	85.1%	99.4%	0.6%
環境部 (平常時：環境部)	171	59	130	152	158	170	1
		34.5%	76.0%	88.9%	92.4%	99.4%	0.6%
都市基盤部	380	66	224	327	340	378	2
		17.4%	58.9%	86.1%	89.5%	99.5%	0.5%
都市計画部	144	24	82	123	126	143	1
土木部	133	22	87	115	120	132	1
下水道部	103	20	55	89	94	103	0
消防部 (平常時：消防本部)	370	95	280	325	335	369	1
		25.7%	75.7%	87.8%	90.5%	99.7%	0.3%
水道部 (平常時：水道部)	132	40	90	117	119	131	1
		30.3%	68.2%	88.6%	90.2%	99.2%	0.8%
教育部	402	126	283	367	372	401	1
		31.3%	70.4%	91.3%	92.5%	99.8%	0.2%
学校教育部	282	96	209	260	264	281	1
地域教育部	120	30	74	107	108	120	0
議会部 (平常時：議会事務局)	18	6	13	17	17	18	0
		33.3%	72.2%	94.4%	94.4%	100%	0%
計	2,917	773	1,907	2,569	2,663	2,905	12
		26.5%	65.4%	88.1%	91.3%	99.6%	0.4%

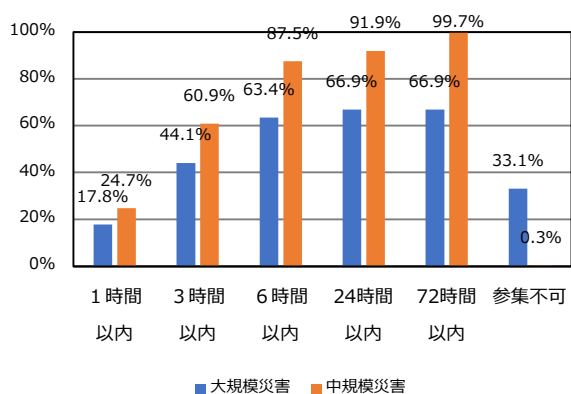
市全体



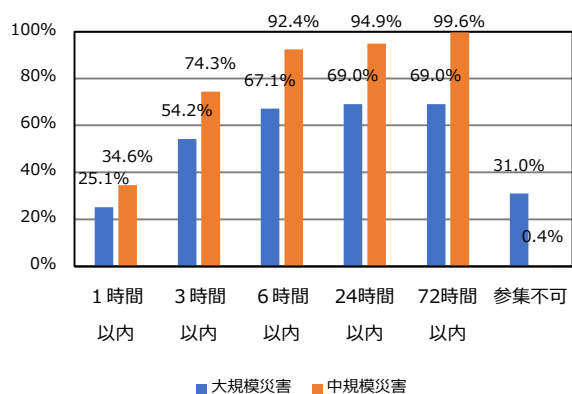
総務企画部



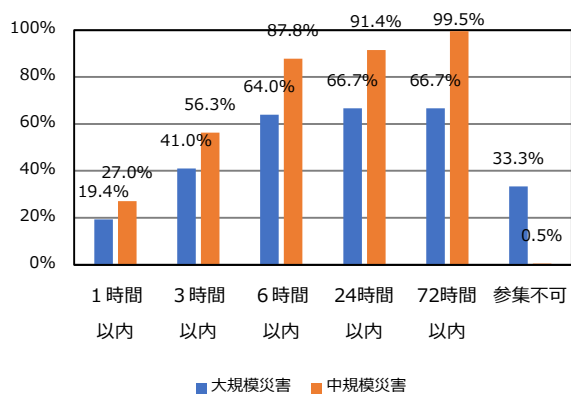
生活支援部



児童部



福祉部



保健医療部

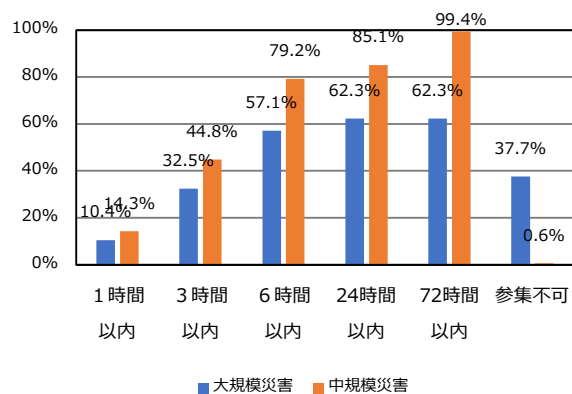
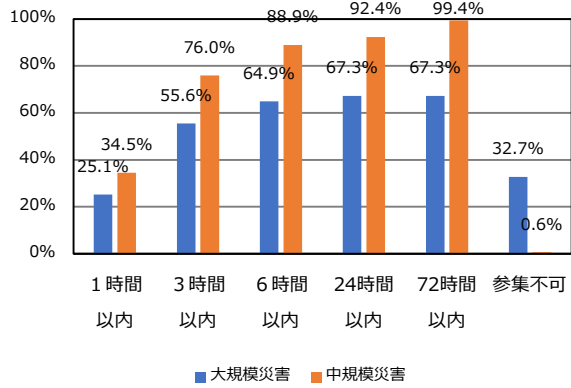
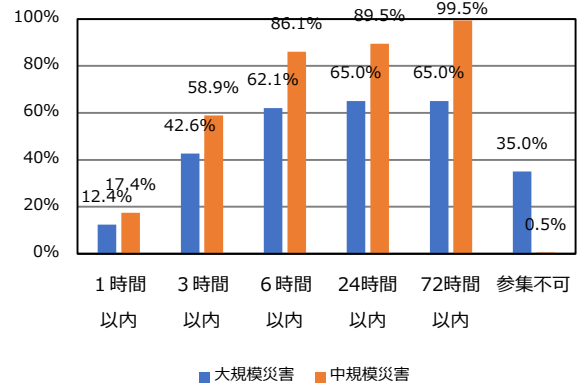


図 1(1) 発災直後の職員の参集率（全市及び各部：職員等の被災等を考慮）

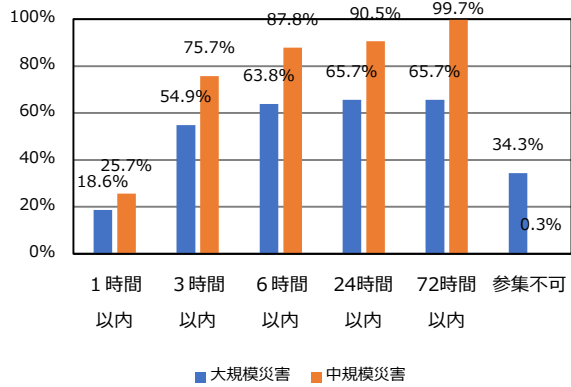
環境部



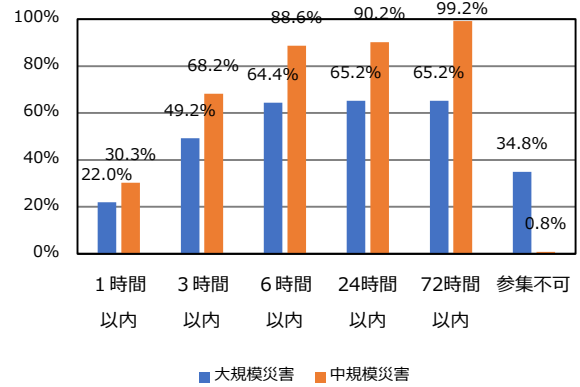
都市基盤部



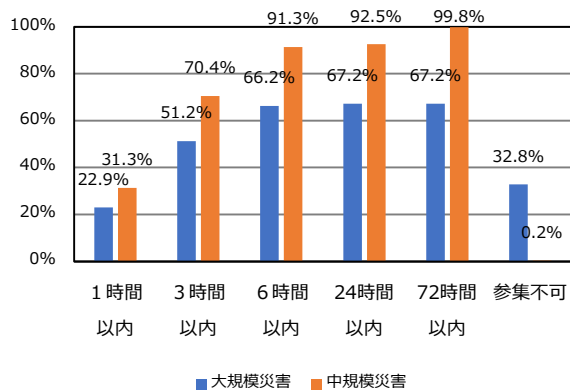
消防部



水道部



教育部



議会部

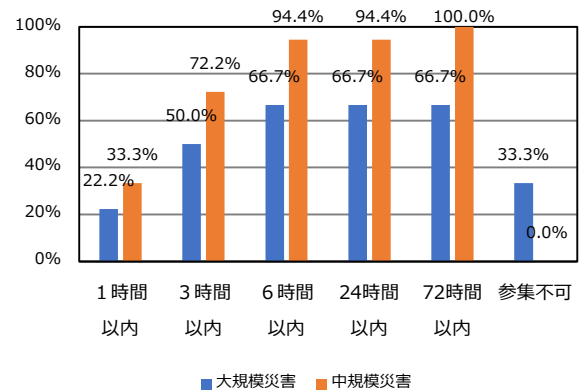


図 1(2) 発災直後の職員の参集率（全市及び各部：職員等の被災等を考慮）

5. その他参考資料

1. 災害時優先電話の番号等

- ・内線番号は、3950～3959の10番号
- ・電話機の使用方法は、通常の内線電話機と同じ
- ・外線発信時は、災害対策本部用アナログ5回線（6384-0078、6384-0090、6384-0092、6384-0093、6384-0096の5回線。PBX収容であるが、通常のPBX収容回線とは別で代表グループを組んでいる）を使用して発信する。発番号は6384-0078となる。（上記内線番号で5台が外線発信中は、災害対策本部用アナログ回線が満線となっているため、残りの内線機はゼロ発信による外線発信はできない。内線間の通話及び電話交換手経由での外線発信は可能）
- ・PBXの故障により電話が使用不能になったときには、MDF室内に設置している切り替えスイッチを操作することにより内線番号の末尾奇数の電話機が災害対策本部用アナログ回線と直接接続され、外線の発着が可能となる。（PBXがダウンしているため、内線機能は使用不能）

MDF室内切り替えスイッチにより使用可能となる電話機

内線3951	→	6384-0096	の直接回線電話機となる
3953	→	6384-0093	の直接回線電話機となる
3955	→	6384-0092	の直接回線電話機となる
3957	→	6384-0090	の直接回線電話機となる
3959	→	6384-0078	の直接回線電話機となる

- ・マイラインプラスについて、外線発信時、市内及び府内の通話については、NTT西日本の回線に流れ、府外への発信はソフトバンクテレコム回線に流れる。万が一、ソフトバンクテレコム側の機器故障等により府外への発信ができない場合は、電話発信時にマイラインプラス解除番号（122番）+他の電話会社の識別番号（NTTコミュニケーションは0033）+相手先電話番号をダイヤルすれば、発信可能と思われる。

2. 本部専用電話の番号等

○PBX収容の20回線について

6384-1231・9411・9311・9211・
9111・9042・9011・8942・8842・
8811・8642・8511・8442・8411・
8342・8242・8142・8042・4042・

3711については、番号そのものがひかり回線に移行となるため、新番号が割り当てられた。(6384-8742は旧和室の内線2913のため、廃止。)

・PBXがダウンした場合(従来の対応)

<着信対応>

1231・9411・9311・9211・9111・9042・9011・894
2・8842・8811

の10番号については、直通(0発信なしの個別電話での対応)に切り替わりそれぞれに対応した電話が発着信可能となる。ただし、この10番号に関しては着信専用で対応し、実際の発信は研修室の10番号にて発信する。

1231→内線2910(庁舎管理担当)

9411→内線2064(庁舎管理担当)

9311→内線2063(統計担当参事席)

9211→内線2068(法規担当)

9111→内線2066(文書担当参事席)

9042→内線2067(法規担当参事席)

9011→内線2065(文書担当)

8942→内線2061(総務部次長席)

8842→内線2911(電話交換室入口)

8811→内線2912(電話交換室)

全て、代表番号でかかってきた電話がこの順番で流れてくる。

<発信対応>

8642・8511・8442・8411・8342
8242・8142・8042・4042・3711

の10番号について、直通電話に切り替わりそれぞれに対応した電話が発着信可能となる。ただし、この10番号に関しては、発信専用で対応し着信は全て上記の総務室内での電話で行う。対応内線は全て低層棟3階研修室内に設置し、内線2990~2999の10回線。発信時は、0発信せずに相手側にはそのかけた電話番号が通知される。(例:6384-3711(内線2990)でかけた場合は6384-3711が相手側に表示される。)

・PBXがダウンした場合(ひかり移行後)

20回線に新しい番号が割り当てられるが運用自体に変更はなし。

<新番号>

1231→1600

9411→1604

9311→1608

9211→1613

9111→1614

9042→1617

9011→1620

8942→1621

8842→1626

8811→1631

8642→1638

8511→1642

8442→1643

8411→1644

8342→1657

8242→1665

8142→1669

8042→1672

4042→1681

3711→1683

○一括転送サービス機能について

ひかりネットワークが故障した場合に自動でアナログ回線に転送される機能。運用としてはPBXダウン時と同様。